

宇治市景観計画

～ 改訂版 ～



宇治市

はじめに - 基本的な考え方 -

宇治市は、源氏物語にも描かれた宇治川や、世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯を宇治市のシンボル景観と位置づける一方、「市内すべてを美しく」という考え方のもとに、平成14年3月に「宇治市都市景観条例」を施行しました。それに基づいて「宇治市都市景観形成基本計画」を策定し、大規模建築物等誘導基準に基づき、一定規模以上の建築物等について、色彩・デザイン等の指導・助言を行ってきました。

しかし、都市景観条例に基づく行為の届出勧告等の手法では強制力を伴わないことなどにより、自主的な取り組みには限界がありました。

こういった地方の状況を踏まえ、平成16年に良好な景観は国民共通の資産であるという基本理念のもとに、「景観法」が整備され、景観の意義やその整備・保全の必要性が明確に位置づけられました。「景観法」に基づき、平成17年に宇治市は景観行政の担い手として「景観行政団体」となり、よりいっそう景観行政を進めるための基本的な計画として、平成20年4月に「宇治市景観計画」を策定しました。

宇治市は「景観法」及び「宇治市景観計画」を活用しながら、めぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然が渾然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民と協働で、快適でうるおいのある景観づくりを進めていきます。

宇治市 景観計画

はじめに

第1章 基本理念と行動指針	1
1-1 基本理念と行動指針	1
1-2 市民への啓発	2
1-3 景観形成の実現に向けて	3
1-3-1 住民主体の景観づくり	3
1-3-2 行政による景観形成	3
第2章 良好な景観の形成	5
2-1 景観形成における基本方針	5
2-1-1 景観法導入にあたっての基本的な考え方	5
2-1-2 景観の類型化	7
2-1-3 類型別基本方針	8
2-1-4 景観計画等により景観形成を図る地区の候補	19
第3章 景観計画の区域	21
3-1 景観計画区域	21
3-2 景観計画重点区域	23
第4章 良好な景観の形成のための行為の制限	27
4-1 景観計画による行為の制限	27
4-1-1 景観計画区域における行為の制限	28
4-1-2 景観計画重点区域における行為の制限	42
4-2 その他の法令・条例に基づく行為の制限	72
4-2-1 風致地区・特別風致地区における行為の制限	72
4-2-2 近郊緑地保全区域における行為の制限	72
第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定	73
5-1 景観重要建造物の指定の基本的な考え方	73
5-2 景観重要樹木の指定の基本的な考え方	74

第6章 屋外広告物に関する行為の制限	75
6-1 表示・掲出に関する基本的な事項	75
6-2 景観計画による行為の制限	76
6-2-1 景観計画区域における行為の制限	76
6-2-2 景観計画重点区域における行為の制限	90
第7章 景観重要公共施設の整備	121

第1章

基本理念と行動指針

第1章 基本理念と行動指針

1-1 基本理念と行動指針

宇治市において脈々と伝えられてきた歴史性や固有の風土を大切にし、住んでよかったと思えるまちづくりをめざして、私たち市民一人ひとりがより良い景観の形成に取り組んでいくための「基本理念」を次のように提唱します。なお、宇治は『源氏物語』最後の十帖（宇治十帖）の舞台となっており、また古代から歌にうたわれた景観を今日に伝えていくところから、和歌調で言い表すことにします。

基本理念

悠久の歴史と自然を今に活かし
ふるさと宇治を誇り伝えん

その基本理念を私たちが具体化していくための行動指針として、次の4つを心にとめていきましょう。

行動指針

- ① 住民主体の景観づくり
- ② シンボル景観（世界遺産周辺一帯）の保全と継承
- ③ ふるさと宇治の景観の保全と創造
- ④ 快適でうるおいのある景観づくり

１－２ 市民への啓発

a) 『宇治景観十帖』の選定

市民一人ひとりが、進んで景観づくりに取り組んでいくきっかけとなるよう、平成１７年に宇治の美しい景観を詠んだ和歌を市民及び広く全国からも公募しました。その中から源氏物語宇治十帖にちなんで十首を選び、「宇治景観十帖」と称することとしました。

b) 『宇治景観十景』の選定

平成１８年に宇治の景観を代表するものとして、市民及び広く全国からも公募しました。その中から「自然景観」、「文化景観」、「生活景観」の３部門に分け、それぞれ１０点を選び、「宇治景観十景」として決めました。

今後も、私たち市民にとってかけがえのない財産である宇治の景観を、より多くの人々に知ってもらうとともに、景観に対する関心や意識を高めるためにたゆまず努力していきます。

1－3 景観形成の実現に向けて

宇治市は「宇治市景観計画」を活用しながら、住民主体の景観づくりを積極的に支援するとともに、良好な景観形成を進めるための取り組みや支援体制を整えていきます。

1-3-1 住民主体の景観づくり

魅力ある景観づくりのためには、住民や事業者、行政が景観に対する関心や意識を高め、ふるさと宇治の景観を守り育てる活動へ積極的に参加することが重要です。

a) みんなで考える場をつくります

住民による景観づくりを進めていくためには、まず景観について話し合い、考える機会を設ける必要があります。宇治市はその機会をつくり、住民の景観への関心や意識を高める取り組みを行います。

b) 住民主体の活動を支援します

宇治市は住民による景観づくりを進めるための情報提供や組織づくりを支援します。また、すでにまちづくり等に取り組んでいる組織とも連携し、良好な景観づくりに協働で取り組みます。

c) 「景観法」の活用を支援します

宇治市は、より多くの住民に景観計画の提案制度や景観協定等を活用してもらうために、制度内容の広報やアドバイザーによる助言等の支援を行います。

1-3-2 行政による景観形成

a) 公共事業における景観形成

公共事業による景観の形成は、周辺への波及効果が高いため、進んで良好な景観となるよう努めます。

b) 良好な景観形成を推進する体制づくり

良好な景観形成を総合的に進めていくために、国や府及び近隣市町と連携します。また、計画や事業を行うにあたっては、庁内の関連する部署と十分に調整します。

第2章 良好な景観の形成

第2章 良好な景観の形成

2-1 景観形成における基本方針

2-1-1 景観法導入にあたっての基本的な考え方

宇治市は、これまで取り組んできた景観行政を継続しながら、景観法を活用し、景観に関する指導をより具体的に、きめ細かなものとしていきます。

「宇治市都市景観形成基本計画」の基本理念を遵守する

「宇治市都市景観形成基本計画」の基本理念である“悠久の歴史と自然を今に活かし ふるさと宇治を誇り伝えん”を「宇治市景観計画」においても基本理念とし、市内の歴史的景観を保全・継承していきます。また源氏物語にも描かれた宇治川や世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯の宇治市のシンボル景観として位置づけられる区域並びに特に景観に配慮すべき区域については、重点区域としてその保全に努めます。

住民の景観に対する考え方・意見に配慮する

「宇治市景観計画」では、特に景観に配慮すべき区域として「景観計画重点区域」を定めます。その区域内において、建築物等の高さや色彩・デザインに制限を加えることは景観保全のために大切なことですが、区域内の住民等に対して行為の制限等を課すことにもなります。

このため、「宇治市景観計画」による制限については、その必要性について十分に説明し理解を求めるとともに、住民の景観に対する考え方・意見に配慮していきます。

地域の特性に応じた新しい景観の形成に努める

宇治市は、歴史的景観にもめぐまれています。人口規模では京都府第二の都市であり、市内には大規模な住宅地があり、駅周辺には商業施設、教育施設、工場等が立地して、新しい景観を形成しています。

宇治市は、これらの新しい景観についても、それぞれの地域の特性に応じた景観の形成に努めます。

屋外広告物に関する行為の制限を定める

屋外広告物は、会社や商店の場所を示したり商品やサービスの情報を提供したりするだけでなく、特定の場所に人を案内・誘導するなど、身近な情報の伝達手段として日常生活に欠かせないものとなっています。しかし、無秩序、無制限に設置されると良好な景観が損なわれることから、屋外広告物に関する行為の制限について「宇治市景観計画」に定めます。

住民主体の景観づくりをすすめる

宇治市は、「宇治市景観計画」を活用しながら、住民による快適でうるおいのある景観づくりのための活動がより円滑に行われるように、景観計画の提案制度や景観協定の締結にむけた計画づくり等に対する支援等をすすめていきます。

2-1-2 景観の類型化

宇治市内の景観を、眺望・自然・歴史的・都市的の4要素に類型化します。

● 骨格軸景観

—宇治らしい景観の「骨格」を形成している要素

景観構成要素	主な対象	景観区分			
		眺望景観	自然景観	歴史的景観	都市的景観
宇治川		○	○	○	○
山並みスカイライン		○	○	○	
宇治川～山麓～山頂のパノラマ景観		○	○	○	
旧街道とまちなみ	奈良街道			○	○
	大和街道				

● 特徴的ゾーン景観

—宇治らしい景観として空間的広がりをもつ要素

世界遺産集積地	平等院周辺		○	○	○
	宇治上神社周辺				
歴史的遺産集積地	塔島周辺		○	○	○
	興聖寺・亀石周辺				
	三室戸寺周辺				
	黄檗山萬福寺周辺		○	○	
	宇治陵周辺				
歴史的商店街	平等院表参道商店街			○	○
	あさぎり商店街				
	宇治橋通商店街			○	○
	県通商店街				
旧集落	安養寺周辺		○	○	
	白川				
茶 畑	白川		○	○	
	巨椋池干拓田内				
巨椋池干拓田			○		
木幡池			○	○	

● 都市景観の一般的要素

緑地景観	山間樹林地		○		
	社寺林				
	生産緑地		○		○
	都市公園				
河川景観			○		○
道路景観					○
駅景観					○
住宅地景観	一般住宅地			○	○
	山間集落地				
商業地景観					○
工業地景観					○

◎ シンボル景観

—市民のシンボルとなる景観

※ 多様な景観が重なり合
って象徴的な景観を呈
する箇所をシンボルと
して位置づけます

(主な対象)

- 宇治川 (宇治橋上流域)
- 宇治川流域にわたる
スカイライン

- 宇治橋

- 平等院周辺
- 宇治上神社周辺
- 塔島周辺
- 興聖寺・亀石周辺

- 平等院表参道商店街
- あさぎり商店街

2-1-3 類型別基本方針

市民と行政が協働し、快適でうるおいのある景観づくりに取り組んでいくための方針を景観類型ごとに記します。

a) シンボル景観（世界遺産周辺一帯）

源氏物語にも描かれた宇治川や、世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯を、宇治市のシンボル景観として位置づけ、「景観計画重点区域」として背景も含めて保全し、後世に引き継いでいくことを、市民・事業者・行政の務めとします。



平等院（世界遺産）



宇治上神社（世界遺産）



宇治川左岸



宇治橋上流



あさぎり商店街（さわらびの道）



平等院表参道商店街

景観構成要素	類型別基本方針
○宇治川 （宇治橋上流） ○宇治川流域にわたるスカイライン ○宇治橋 ○世界遺産集積地 ・平等院周辺 ・宇治上神社周辺 ○歴史的遺産集積地 ・塔島周辺 ・興聖寺・亀石周辺 ○歴史的商店街 ・平等院表参道商店街 ・あさぎり商店街	○ 宇治川の宇治橋上流域や世界遺産の平等院および宇治上神社周辺を包含した多様な景観の重なり合う一帯を、宇治市民の「シンボル景観」として守り受け継いでいきましょう。 ・ 溪谷美の保全 ・ 山並みスカイラインの保全 ・ 歴史、自然に配慮した河道、護岸等の保全 ○ 世界遺産の平等院および宇治上神社を保全するとともに、その周辺一帯の歴史性を尊重した景観を保全し創っていきましょう。 ・ 景観法に基づく景観重要建造物の指定 ・ 世界遺産をつなぐ道や沿道の建築物等の整備 ・ 電線の地中化や路面のデザイン化 ・ 新しい建築物と歴史的なまちなみとの調和 世界遺産の 選定基準 （「古都京都の 文化財」より） ・ 世界遺産が不動産に限られているため、建造物、庭園を対象 ・ 国内で最高ランクに位置づけられている国宝（建造物）、特別名勝（庭園） ・ 遺産の敷地全域が史跡に指定されているなど、遺産そのものの保護の状況に優れていること ○ 世界遺産の背景にあっては「シンボル景観」を損なわないよう高さや形態、色彩等を考えていきましょう。 ・ 世界遺産の背景にある建築物と世界遺産との調和 ・ 都市計画法および関連法制の適用 ○ 平等院表参道商店街およびあさぎり商店街は、歴史的景観として統一性と調和のある景観を守り育てていきましょう。 ・ まちなみの統一感 ・ 店舗や住宅等の整備、改修

b) 骨格軸景観



宇治川・国定公園（白虹橋付近から下流）



宇治川（槇島から上流）



宇治川（隠元橋付近から上流）

景観構成要素	類型別基本方針
1) 宇治川	○ 眺望景観や溪谷美を保全していきましょう。 ・ 各橋からの眺望景観の保全 ・ 春の桜、秋の紅葉など四季を感じさせる樹林地景観の保全 ○ 豊かな水と緑を守り育てていきましょう。 ・ 河川敷の水・緑景観の保全と生態系に配慮した護岸等の整備



宇治橋からみた山並みスカイライン

景観構成要素	類型別基本方針
2) 山並みスカイライン	○ ‘宇治らしさ’ の特徴である山並みスカイラインの景観を守り伝えていきましょう。



宇治川から山頂に連なるパノラマ景観

景観構成要素	類型別基本方針
3) 宇治川～山麓～山頂のパノラマ景観	○ 宇治川から山頂に連なるパノラマ景観を守りつuckingていきましょう。 ・ 山麓にある住宅地等においては豊かな緑の確保と、遠くからの視線にも配慮した高さや形態、色彩等の展開



旧大和街道（小倉町）



旧奈良街道（六地藏）

景観構成要素	類型別基本方針
4) 旧街道とまちなみ ・ 旧大和街道 ・ 旧奈良街道	○ 旧奈良街道や旧大和街道の旧街道の景観を守り伝えていきましょう。 ・ 旧街道沿いに残る歴史的まちなみや道標、灯籠、巨木などの保全・活用 ・ 現存する旧家や付近の社寺、社寺林、石垣、石塀、土塀などの保全 ・ 街道に‘らしさ’を加えるため、舗装素材や舗装パターンに歴史的イメージを付与

c) 特徴的ゾーン景観



三室戸寺



萬福寺



三室戸寺参道



宇治陵

景観構成要素	類型別基本方針
1) 歴史的遺産集積地 ・ 三室戸寺周辺 ・ 黄檗山萬福寺周辺 ・ 宇治陵周辺	○ 歴史的遺産集積地の景観を保全しつっていきましょう。 ・ 歴史的遺産をつなぐ道や沿道の建築物などの整備 ・ アクセス道路のデザイン化 ・ 新しい建築物と歴史的なまちなみとの調和 ○ 背景の景観を損なわないよう高さや形態、色彩等を考えていきましょう。 ・ 歴史的遺産の背景にある建築物と歴史的遺産との調和



県通り商店街



宇治橋通商店街

景観構成要素	類型別基本方針
2) 歴史的商店街 ・宇治橋通商店街 ・県通商店街	○ 歴史と伝統のある商店街として、観光拠点にふさわしい景観づくりに取り組みましょう。 ・ まちなみの統一感 ・ 歴史的商店街のイメージづくり ・ 新しい建築物と歴史的景観との調和 ・ 電線の地中化、路面のデザイン化



安養寺周辺の旧集落



白川の旧集落

景観構成要素	類型別基本方針
3) 旧集落 ・安養寺周辺 ・白川	○ 歴史とうるおいを感じさせる旧集落のまちなみを守り伝えていきましょう。 ・ 土蔵や土塀、石垣などの保全 ・ 白川金色院跡や白山神社などの文化財の保全 ○ 里山の環境に調和した集落景観づくりを進めていきましょう。 ・ 里山や棚田状の田畑などが一体となった農山村景観の保全



白川



巨椋池干拓田内

景観構成要素	類型別基本方針
4) 茶畑 ・ 白川 ・ 巨椋池干拓田内	○ ‘宇治らしさ’を有する景観として貴重であり、保全し復元していきましょう。 ・ 伝統的な本ずによる覆下栽培の維持・継承 ・ 白川金色院跡の土地形状を利用した棚田状の区画の保全



巨椋池干拓田

景観構成要素	類型別基本方針
5) 巨椋池干拓田	○ 広大な田園地を貴重な景観として守り育てていきましょう。



木幡池

景観構成要素	類型別基本方針
6) 木幡池	○ ‘蓮池’の旧名を蘇らせる池の景観をつくっていきましょう。 ・ 水質の浄化 ・ 蓮の花が咲く原風景の復元 ・ 生態系に配慮した自然護岸などの整備

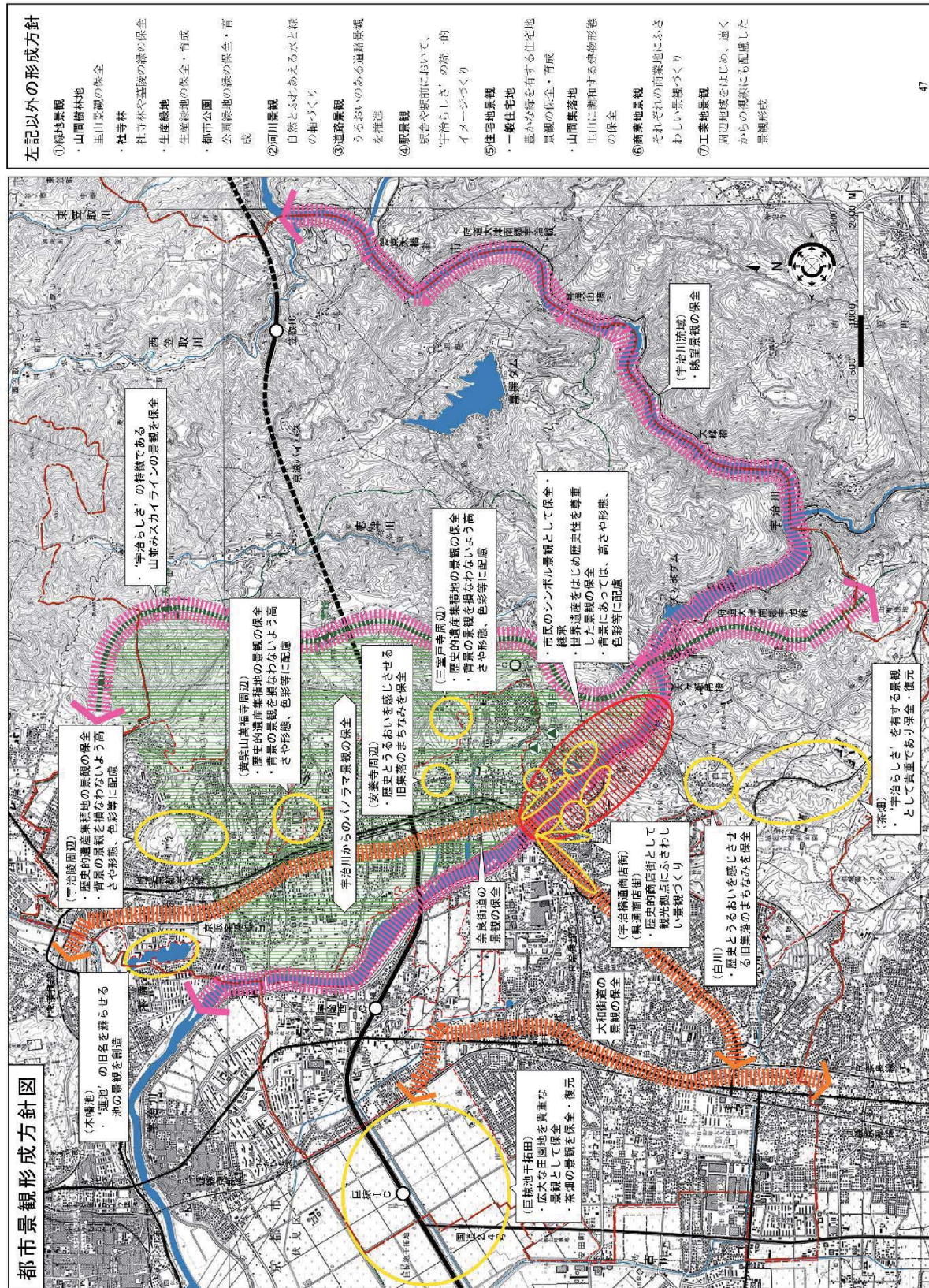
d) 都市景観の一般的要素

景観構成要素	類型別基本方針
1) 緑地景観 - 山間樹林地  東笠取 - 社寺林  旦棕神社 - 生産緑地  菟道丸山 - 都市公園  植物公園	○ 里山景観を守り育てていきましょう。 ・ 植林地などの整備 ○ 社寺林や墓陵の緑を保全し、うるおいを守っていきましょう。 ・ うるおいと憩いをもたらす市街地の貴重な緑の景観 ○ 生産緑地を保全し、ゆとりのある緑空間を受け継いでいきましょう。 ・ 市街地内にゆとりをもたらす貴重な緑の空間 ○ 公園緑地の緑を保全し育成していきましょう。

2) 河川景観  名木川	○ 自然とふれあえる水と緑の軸づくりを進めていきましょう。 ・ 河川沿いの散策路 ・ 河川沿いの美化 ・ 河川敷の水・緑景観の保全および生態系に配慮した護岸の整備 ・ 水質の浄化
3) 道路景観  府道京都宇治線/京阪宇治駅前	○ うるおいのある道路景観をつくっていきましょう。 ・ 沿道の屋外広告物や電柱などの整理 ・ 沿道の緑化 ・ まちなみとの調和
4) 駅景観  京阪宇治駅	○ ‘宇治らしさ’の統一的形象づくりを駅舎や駅前において進めていきましょう。
5) 住宅地景観 ・ 一般住宅地  広野町	○ 豊かな緑を有する住宅地景観を保全し、つくっていきましょう。 ・ 地区計画、景観協定、建築協定、緑地協定などによる快適で良好な住宅地景観の形成

・山間集落地  志津川	○ 里山に調和する建築物形態に配慮していきましょう。
6) 商業地景観  六地蔵	○ それぞれの商業地にふさわしい景観づくりに取り組みましょう。 ・ 旧街道を活用した景観づくり ・ 商業地景観と歴史的景観との調和 ・ 六地蔵と大久保では、市の北と南の玄関口としての景観を形成
7) 工業地景観  府道宇治淀線沿道の工場	○ 周辺地域をはじめ、遠くからの視線にも配慮した景観づくりに取り組みましょう。 ・ 建築物及び工作物のデザインに配慮 ・ 周辺地域との調和 ・ 敷地内及びその周辺の緑化推進

都市景觀形成方針図



2-1-4 景観計画等により景観形成を図る地区の候補

景観計画、景観地区、地区計画、景観協定、建築協定、緑地協定により良好な景観形成を図る地区の候補地として、例えば下記の地区が考えられますが、これらの地区に限らず、住民が主体となって快適でうるおいのある景観づくりのための活動をすすめていきましょう。

宇治市は、その活動を支援するために、助成制度や表彰制度の実現に向けて取り組めます。

景観形成を図る地区の候補	
○ 1)	三室戸寺周辺
2)	宇治陵周辺
○ 3)	安養寺周辺の旧集落
4)	炭山陶芸村
○ 5)	旧大和街道の巨椋神社周辺
6)	旧大和街道の新田周辺
7)	旧奈良街道の木幡周辺
8)	巨椋池干拓田
9)	巨椋池干拓田内の茶畑
10)	木幡池周辺
11)	隠元橋周辺
12)	六地藏の商業地
13)	大久保の商業地

○ 景観計画重点区域の拡大の候補地

第3章 景観計画の区域

第3章 景観計画の区域

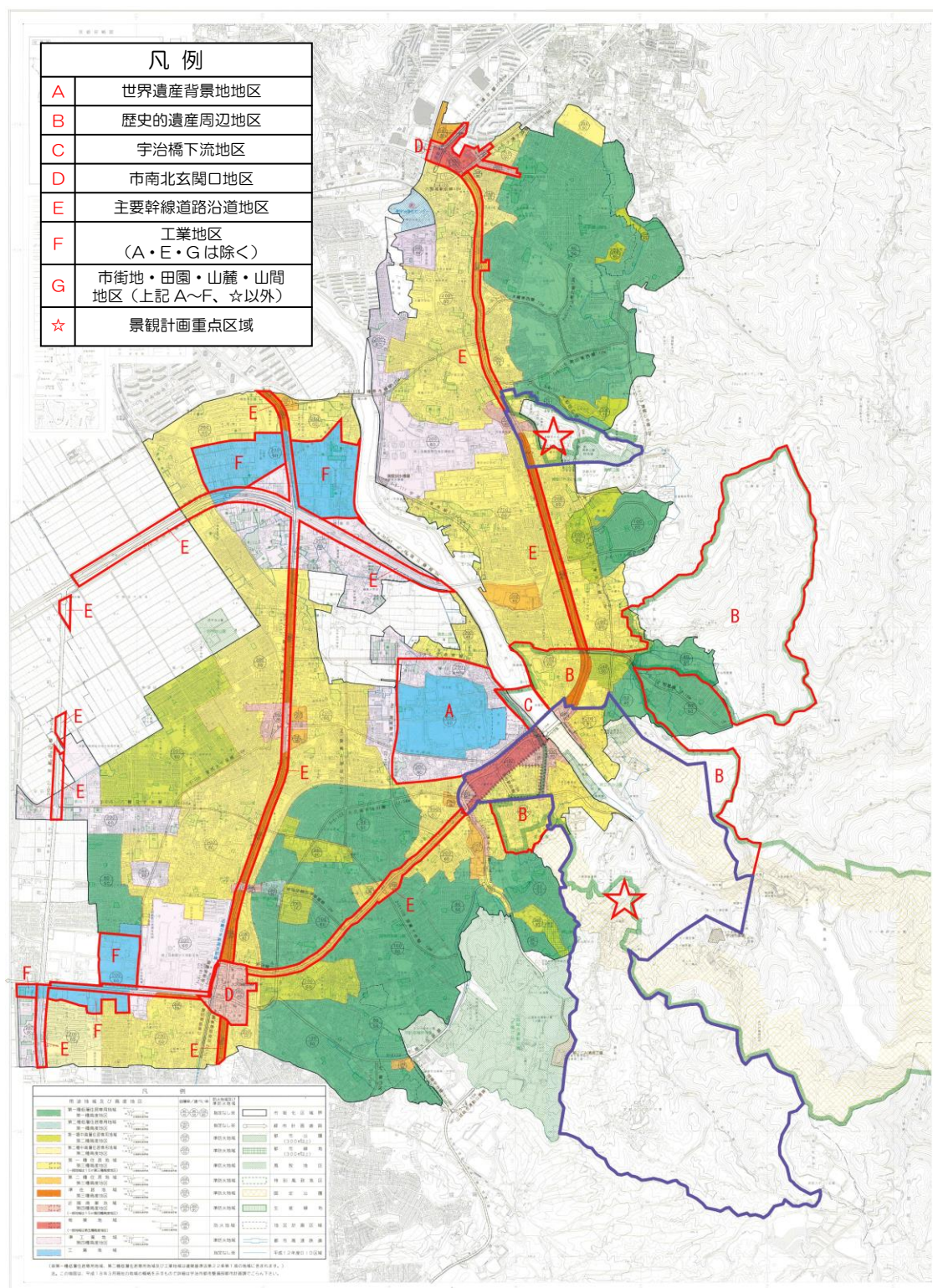
3-1 景観計画区域

宇治市は、「景観法」及び「宇治市景観計画」を活用しながら、市民の財産である市内の歴史的景観を保全・継承し、また市民と行政が協働して快適でうまいおいのある景観づくりをすすめていくために、市内全域を「景観計画区域」とします。

そして、「景観計画区域」を以下の8つの区域に分け、それぞれの地域の特性に応じた景観の形成に努めます。

地区名称		概 要
景 観 計 画 区 域	A：世界遺産背景地地区	用途地域としては工業地域及び準工業地域があります。
	B：歴史的遺産周辺地区	平等院（世界遺産）、宇治上神社（世界遺産）及び三室戸寺の周辺にあたり、大半が風致地区（高さ制限15m）となっており、他に風致地区のかからない住居系用途地域及び市街化調整区域も含まれます。
	C：宇治橋下流地区	シンボル景観に隣接している風致地区（高さ制限15m）です。
	D：市南北玄関口地区	六地蔵は北の玄関口として、大久保は南の玄関口として広域交通ターミナル、商業及び業務施設等が存在しています。
	E：主要幹線道路沿道地区	市内の主要幹線道路である府道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線、国道24号及び京滋バイパス側道の沿道（道路端から約25m）を対象にしています。ただし、B・D地区及び景観計画重点区域内の沿道は除きます。
	F：工業地区	工業地域に指定されている地区を対象としています。ただし、A・E・G地区内にある工業地域は除きます。
	G：市街地・田園・山麓・山間地区	A～F、☆地区以外の地区で、多様な用途地域があるほか、市街化調整区域や都市計画区域外も含まれます。
	☆：重点区域	自然と人々の営み、まちの歴史・文化などにより様々な景観が存続している地域について、宇治市のシンボル景観及び特徴的ゾーン景観として位置づけ、「景観計画重点区域」とします。

図 景観計画区域



3-2 景観計画重点区域

景観計画区域のうち、特に景観に配慮すべき区域として「景観計画重点区域」を以下に定め、それぞれの地区ごとに特色のある景観の保全・形成に努めます。

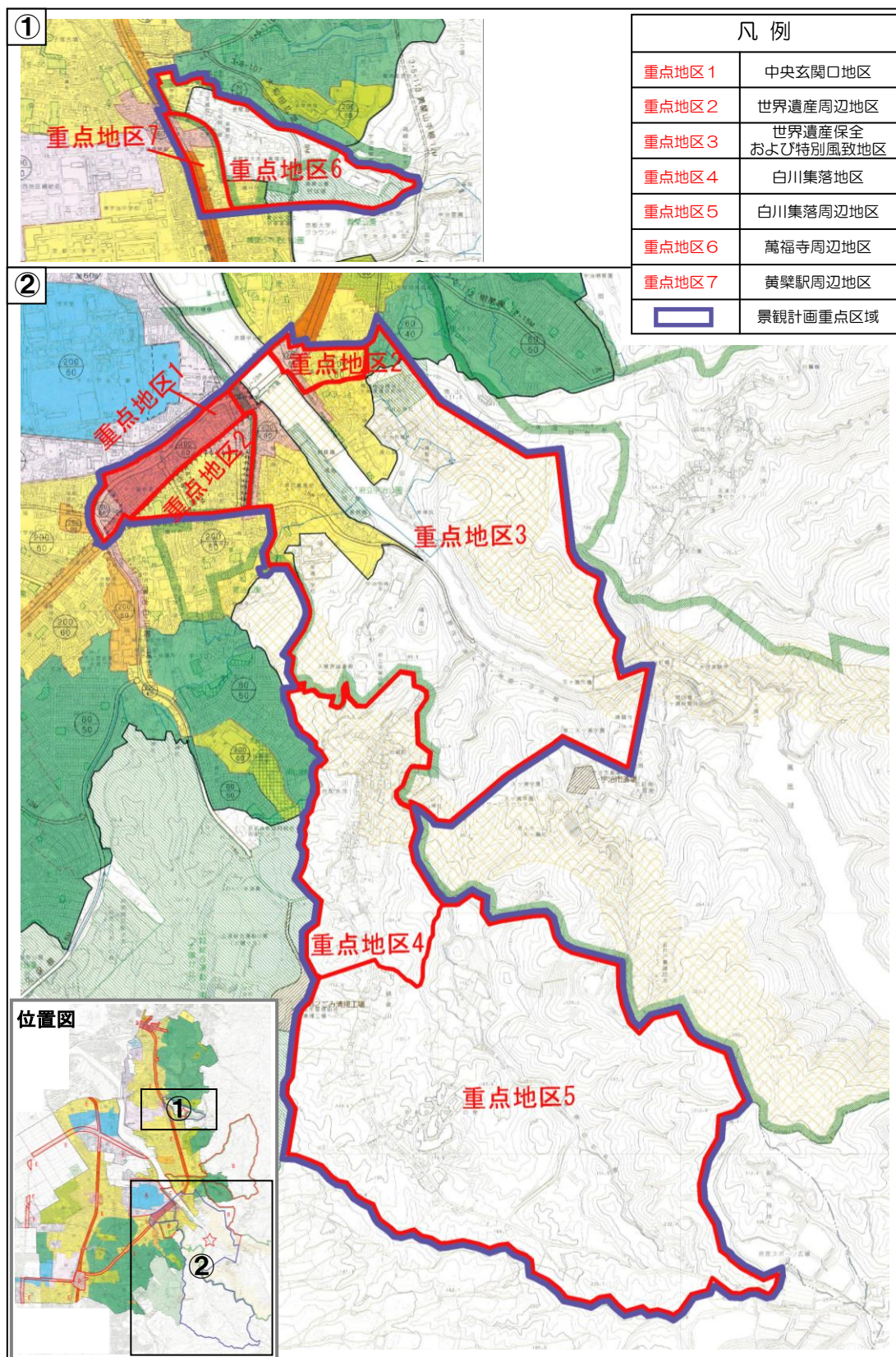
地区名称	概 要
重点地区 1：中央玄関口地区	用途地域としては商業地域、近隣商業地域があります。
重点地区 2：世界遺産周辺地区	平等院（世界遺産）、宇治上神社（世界遺産）周辺にあたり、大半が風致地区（高さ制限 15 m）となっています。
重点地区 3：世界遺産保全及び特別風致地区	世界遺産の平等院と宇治上神社を囲む市のシンボル景観ゾーンにあり特別風致地区（高さ制限 10 m）と風致地区（高さ制限 15 m）で構成されています。
重点地区 4：白川集落地区	寺跡による棚田状の田畑や段丘状の茶畑と周辺集落、それを取り囲む里山が一体となった景観を形成しています。
重点地区 5：白川集落周辺地区	覆下栽培などの茶畑を有し、沿道には製茶工場等が立地しています。
重点地区 6：萬福寺周辺地区	歴史的遺産である萬福寺の周辺は、旧街道沿いの趣あるまちなみの雰囲気も現在も継承されています。また萬福寺周辺や黄檗公園を中心に良好な自然環境が保持されており、緑豊かな景観を形成しています。
重点地区 7：黄檗駅周辺地区	歴史的遺産を有する地区に隣接し、幹線道路である府道京都宇治線を含む区域で、様々な用途・形態の建築物が混在し、様々な景観を形成しています。

景観上重要な道路を景観形成道路として以下に定め、その沿道ごとに特色のある景観の保全・形成に努めます。

地区名称	概 要	景観形成道路
平等院表参道地区	主に公共交通を利用する際の平等院への主要な動線であり、特別風致地区、国定公園内に位置しています。現状でも多くの建築物が町家風、あるいは蔵造り風の意匠であり、無電柱化し、景観的な配慮を行っています。	府道平等院線 市道宇治 233 号線
宇治橋東詰地区	宇治橋の東橋詰に位置し、世界遺産への観光動線の起終点となっている近隣商業地域、および風致地区です。歴史的な地区に隣接して近代的な駅舎、駅前広場等、比較的新しい建築物が立地する地区です。	府道京都宇治線 市道京阪宇治駅前線
あさぎり通り、さわらびの道周辺地区	宇治川、山間地の裾野部分、宇治の名木百選に選ばれた樹木等の自然的な景観要素に囲まれた商業集積地であり、宇治上神社、平等院等の観光動線上に位置しています。当該地区は国定公園内であり、かつ、特別風致地区（一部風致地区）内です。	府道宇治公園線 市道宇治志津川線 市道宇治 18 号線 市道宇治 6 号線 市道乙方三番割線
大津南郷宇治線地区	沿道に県神社が位置する等、歴史的な遺産もあり、平等院を中心とする回遊路の一部ともなっている近隣商業地域を含む地区であり、特別風致地区、風致地区に含まれます。	府道大津南郷宇治線 市道山王仙郷谷線 市道宇治 31 号線
平等院周辺地区	宇治川の左岸、平等院に隣接する商業地であり、土産物屋、飲食店が集積しています。国定公園内であり、かつ、特別風致地区内であり、平等院、塔島、宇治上神社等を回遊する観光動線上に位置します。	府道大津南郷宇治線 市道 233 号線

地区名称	概 要	景観形成道路
宇治橋若森線地区	旧市道宇治橋若森線の沿道のうちＪＲ宇治駅周辺であり、高層住宅、ホテル、業務ビル等が立地しています。用途地域としては商業地域、近隣商業地域があります。	府道宇治淀線 市道 JR 宇治駅前広場線
宇治橋通り地区	ＪＲ宇治駅から平等院へ向かう観光客の主要な動線上に位置するが、食料品を中心とする日用品を販売する店舗等と歴史的な建築物（茶葉販売店）が混在しています。	市道宇治橋線 市道 JR 宇治駅前線 市道宇治 395 号線
本町通り地区	平等院鳳凰堂の背景地にあたり、第一種住居地域であり、かつ一部風致地区内にあるため、良好な住宅街の広がる地域です。	市道県神社御旅線

図 景観計画重点区域



第4章

良好な景観の形成のための行為の制限

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限

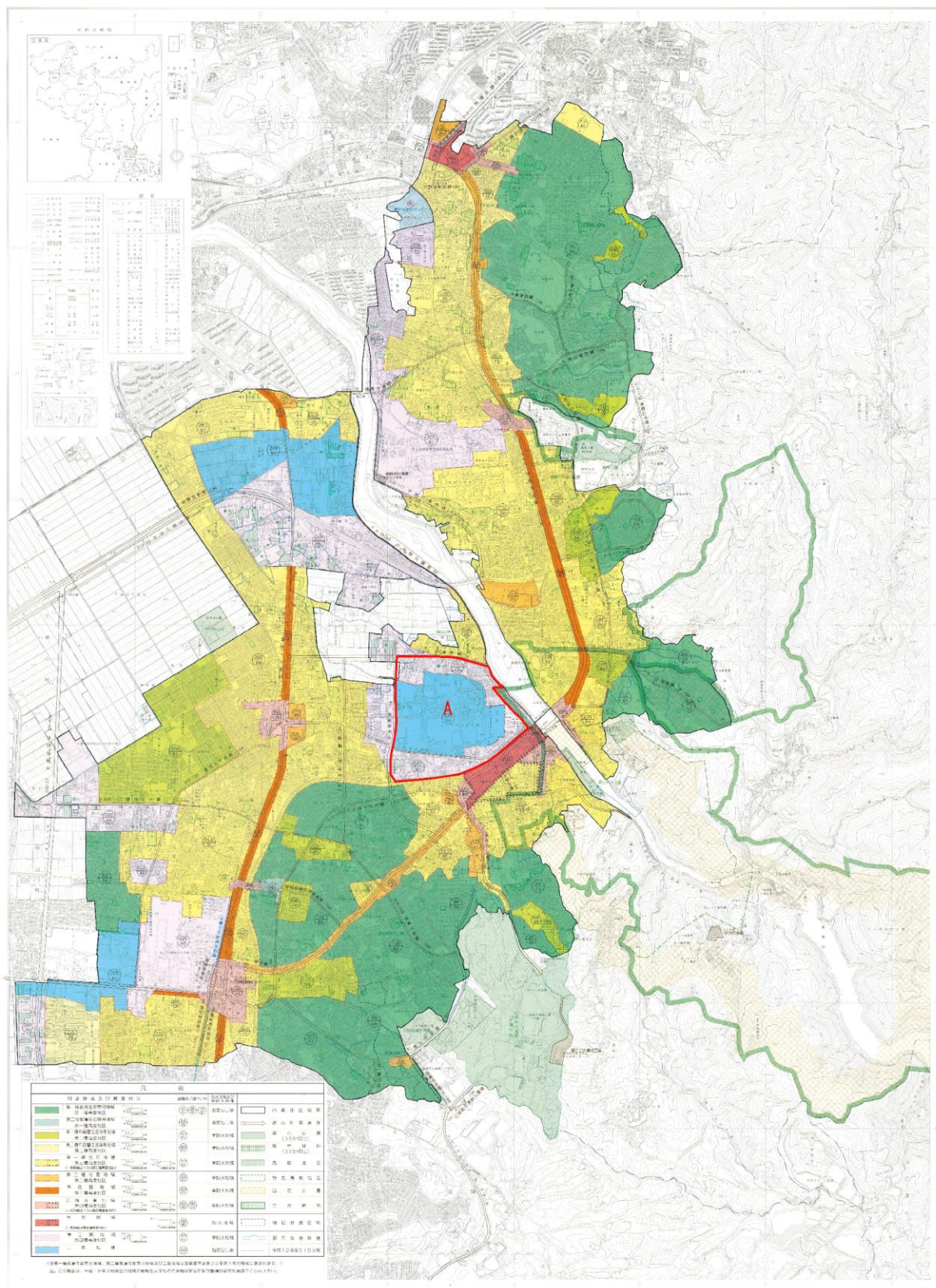
4-1 景観計画による行為の制限

良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、これを実現するため、景観計画区域内のA～Gにおける景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等および景観計画重点区域内の建築行為等を対象とし、建築物等の意匠・形態、色彩、緑化などに係る行為の制限を以下に定めます。

また、景観法に基づく届出のあった建築行為等については、良好な景観の形成は個々の条件によって異なることから、必要に応じて景観に関する相談員（以下、通称「景観アドバイザー」）の意見を聞き、助言・指導を行います。

4-1-1 景観計画区域における行為の制限

A：世界遺産背景地地区



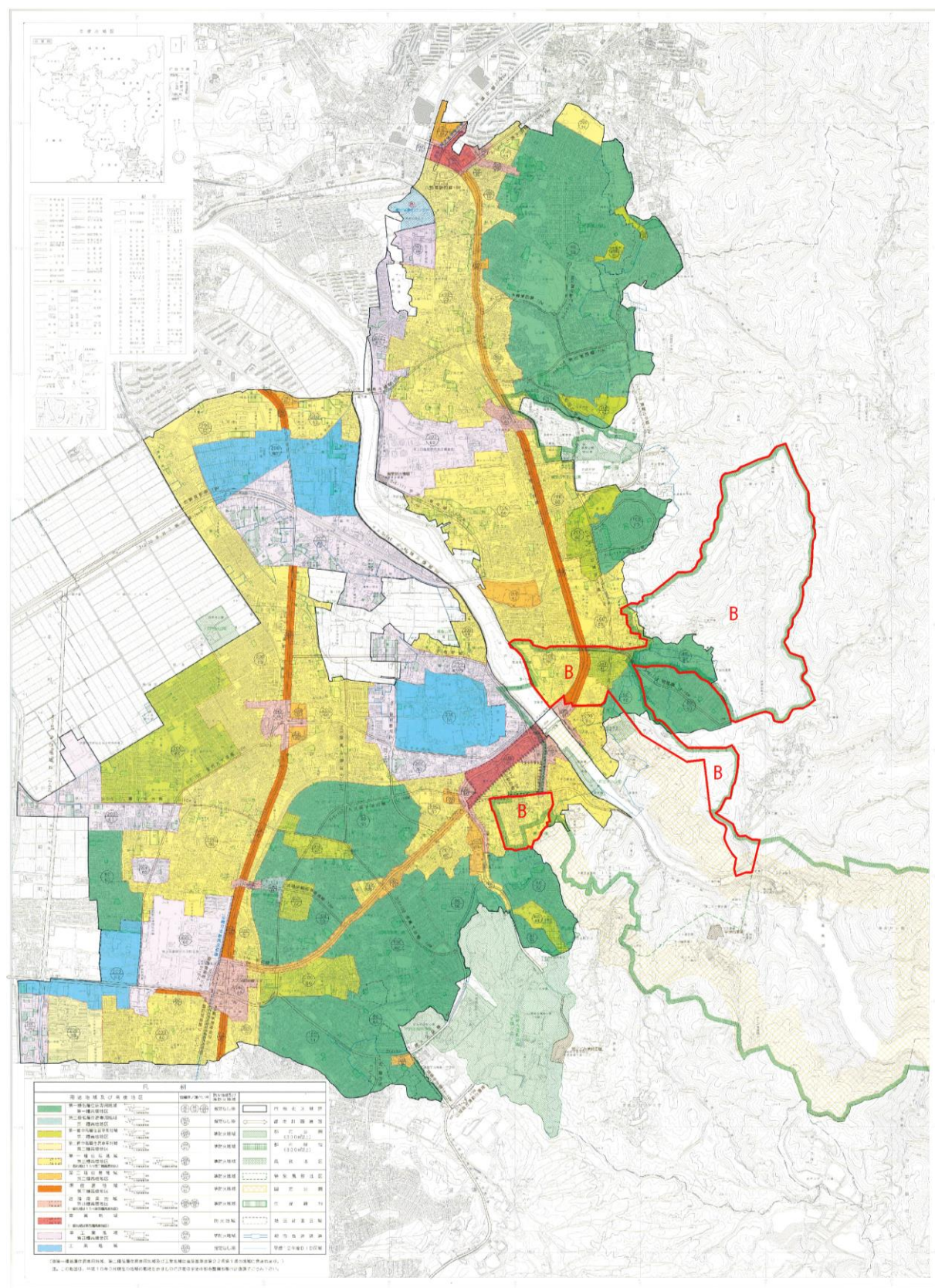
【A：世界遺産背景地地区】

地区の概要	用途地域としては工業地域および準工業地域がある。
誘導の視点	世界遺産の背景となる景観の保全に留意するとともに、J R宇治駅周辺では歴史性・文化性に配慮したふるさと宇治の顔づくりを進める。

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建築物	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。	
	配 置	○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○道路側に有効な広場、公開空地を必要に応じて確保する。	
	意 匠 全 般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわない形状、色彩およびデザインとする。 ○世界遺産の背景地および宇治市の中央玄関口として、世界遺産や周辺のまちなみに調和した色彩およびデザインとする。	
	意匠・形態	屋 根	○美しいまちなみの創造に寄与する屋根形状とする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
	色 彩	屋 根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度 5 以下 彩度 6 以下 2.5YR～10YR 明度 4.5 以下 彩度 10 以下 1Y～10Y 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 2.5GY～7.5PB 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 1Y～7.5Y 明度 7 以上 彩度 6 以下 2.5GY～10RP 明度 7 以上 彩度 2 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		緑化（植樹・植栽）	○世界遺産を有し、豊かな自然景観をもつ宇治らしい景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。
工作物	意 匠 全 般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

B：歷史的遺產周辺地区



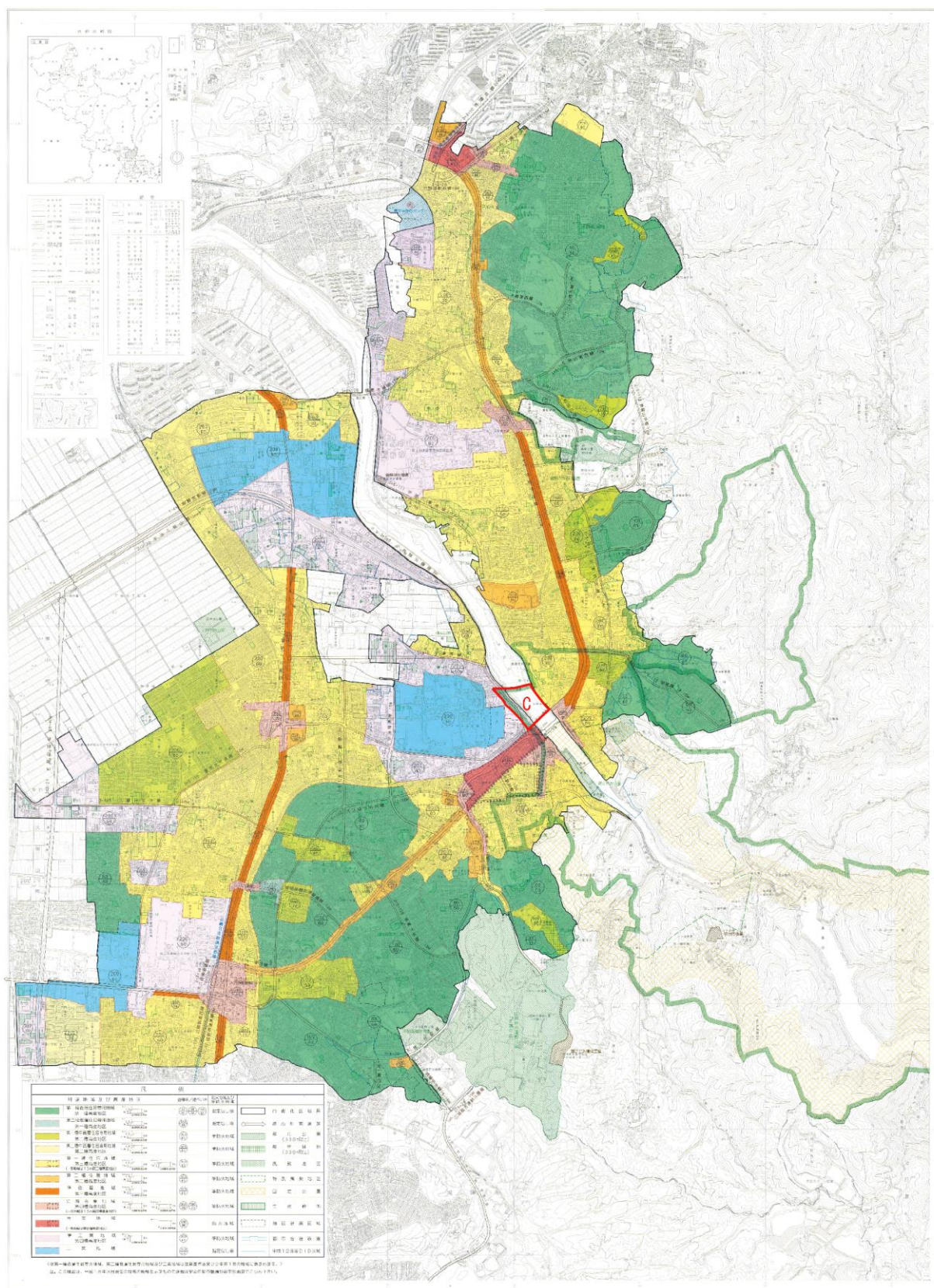
【B：歴史的遺産周辺地区】

地区の概要	平等院（世界遺産）、宇治上神社（世界遺産）および三室戸寺の周辺にあたり、大半が風致地区（高さ制限15m）となっており、他に風致地区のかからない住居系用途地域および市街化調整区域も含まれる。
誘導の視点	世界遺産および歴史的遺産の景観と環境を守り、育てる。

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建築物	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○世界遺産および歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。	
	意匠・形態	屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は、設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。	
	色 彩	屋 根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
外 壁		○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY～10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。	
緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存するときは、その保全を行う。	
工作物	意 匠 全 般	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。 ○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い目立たないように工夫する。	
	色 彩	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

C: 宇治橋下流地区



【C：宇治橋下流地区】

地区の概要	シンボル景観に隣接している風致地区（高さ制限15m）である。
誘導の視点	世界遺産の景観を守り、継承する。

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○世界遺産および歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。	
	意匠・形態	屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は、設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○世界遺産や道路等から見えないようにする。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○無機質な素材（コンクリート、ブロック等）の使用は、避ける。
	色 彩	屋 根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
外 壁		○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY～10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。	
緑化（植樹・植栽）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存するときは、その保全を行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産周辺の景観を守るため、世界遺産から見えないよう努めるとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。	
	色 彩	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

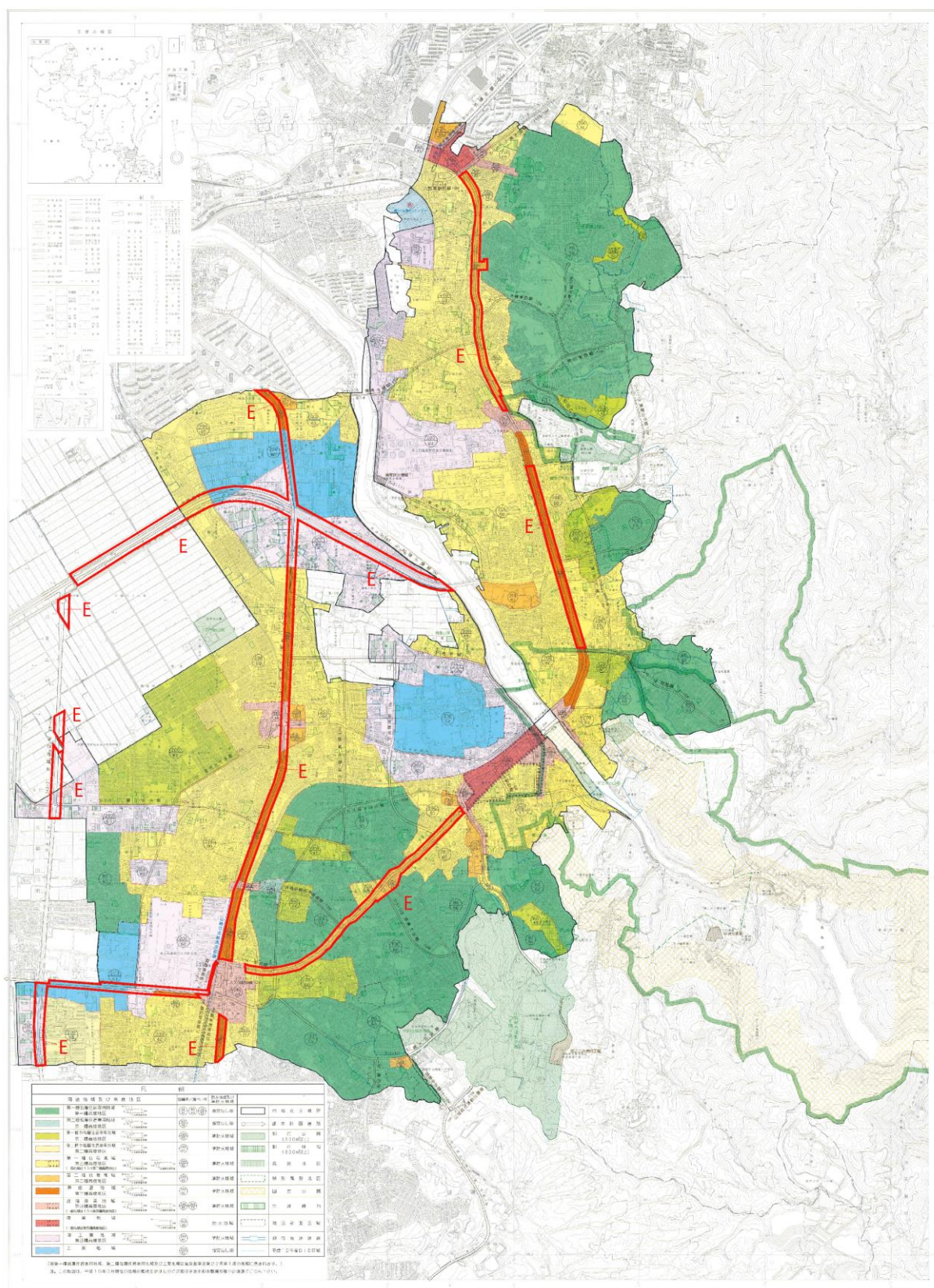
【D：市南北玄関口地区】

地区の概要	六地藏は北の玄関口として、大久保は南の玄関口として広域交通ターミナル、商業および業務施設等が存在している。
誘導の視点	宇治市の北と南の玄関口（商業地）としてふさわしい景観の創出と育成に努める。

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○道路側に有効な広場および公開空地をできるだけ設置する。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場の出入口は、2つ以上の道路に面する場合についてはできるだけ背面又は側面道路を利用するようにし、1つの道路に面する場合については歩道等に配慮し最小限となるようにする。	
	意 匠 全 般	○美しいまちなみの創造に寄与するよう、宇治市の玄関口にふさわしいまちなみとして調和した色彩およびデザインとなるよう工夫する。	
	意匠・形態	屋 上 設 備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
	色 彩	屋 根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY～10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）		○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

E：主要幹線道路沿道地区



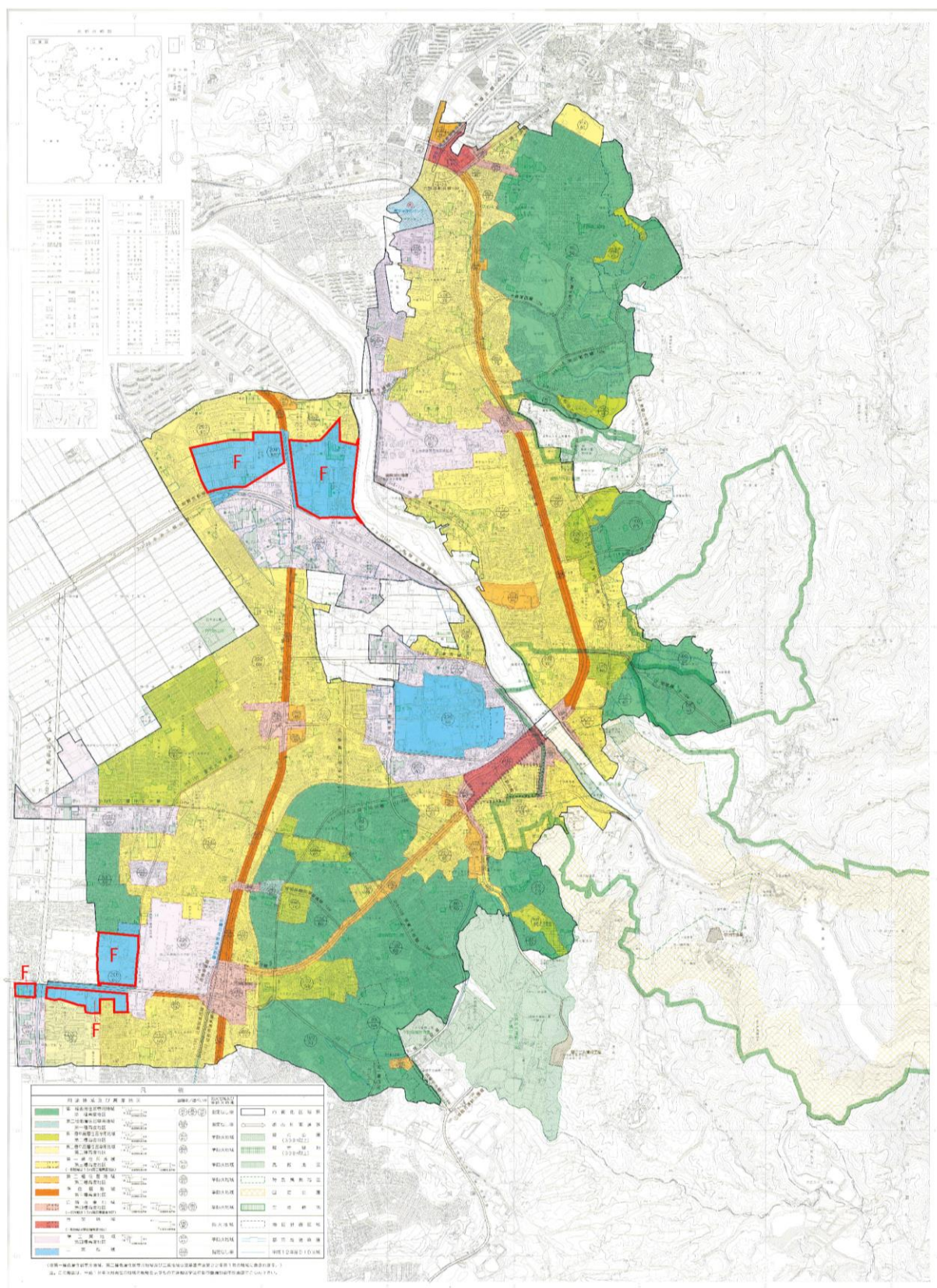
【E：主要幹線道路沿道地区】

地区の概要	市内の主要幹線道路である府道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線、国道24号および京滋バイパス側道の沿道（道路端から約25m）を対象にしている。ただし、B・D地区および景観計画重点区域内の沿道は除く。
誘導の視点	世界遺産を有する宇治にふさわしい秩序のある沿道景観の育成に努める。

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○道路側に有効な広場および公開空地をできるだけ確保する。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。	
	意 匠 全 般	○道路に面する側だけでなく、それ以外の面についても沿道景観の調和に配慮する。 ○歴史的な建造物および公共施設の外観並びに周辺のまちなみの景観と調和し、かつ、均整のとれた色彩およびデザインとする。	
	意匠・形態	屋 上 設 備	○基本的には建築物内に收容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
	色 彩	屋 根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY～10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）		○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

F：工業地区



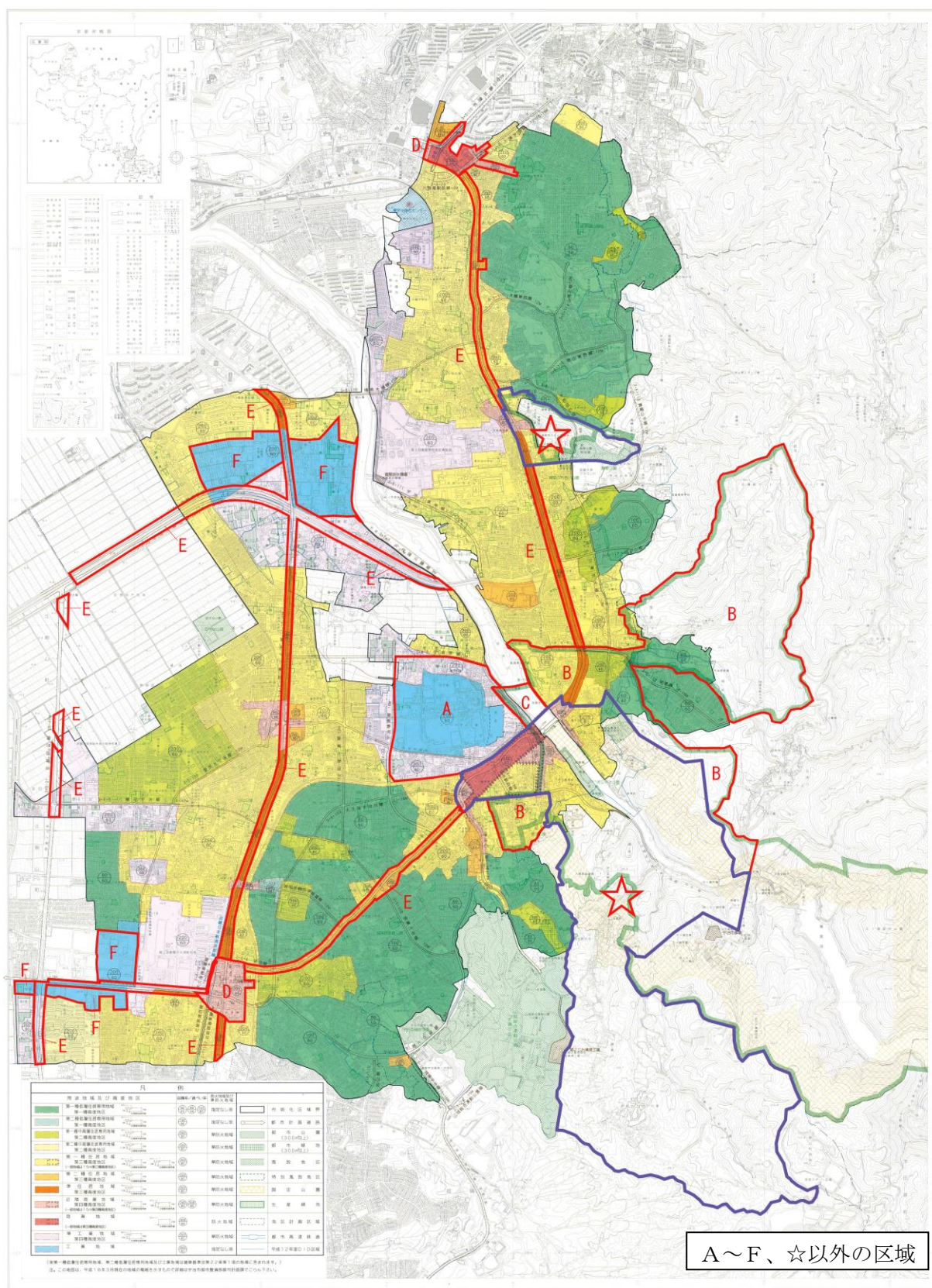
【F：工業地区】

地区の概要	工業地域に指定されている地区を対象としている。ただし、A・E・G地区内にある工業地域は除く。
誘導の視点	宇治にふさわしい工業地の形成に努める。

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建築物	配 置	○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。	
	意 匠 全 般	○美しいまちなみの創造に寄与するよう、宇治らしさを考慮した色彩およびデザインとする。	
	意匠・形態	屋 上 設 備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		生 産 施 設 等	○道路から見える景観や遠くから見える景観に配慮するとともに、統一感のあるまちなみとしての形成に努める。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、良好なまちなみ形成に留意したデザインとし、適切な植栽に努める。
	色 彩	屋 根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度 5 以下 彩度 6 以下 2.5YR～10YR 明度 4.5 以下 彩度 10 以下 1Y～10Y 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 2.5GY～7.5PB 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 1Y～7.5Y 明度 7 以上 彩度 6 以下 2.5GY～10RP 明度 7 以上 彩度 2 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）		○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○歩行者空間を魅力ある空間とするよう、生垣等による緑化を積極的に行う。
工作物	意 匠 全 般	○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

G：市街地・田園・山麓・山間地区



【G：市街地・田園・山麓・山間地区】

地区の概要	A～F、☆地区以外の地区で、多様な用途地域があるほか、市街化調整区域や都市計画区域外も含まれる。
誘導の視点	それぞれの地域の特性に応じた景観の育成に努める。

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。	
	意 匠 全 般	○美しいまちなみの創造に寄与するよう、周辺に調和したものとする。 ○美しい自然景観に調和したものとする。	
	意匠・形態	屋 上 設 備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。
	色 彩	屋 根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度 5 以下 彩度 6 以下 2.5YR～10YR 明度 4.5 以下 彩度 10 以下 1Y～10Y 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 2.5GY～7.5PB 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 1Y～7.5Y 明度 7 以上 彩度 6 以下 2.5GY～10RP 明度 7 以上 彩度 2 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）		○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○歩行者空間を魅力ある空間とするよう、生垣等による緑化を積極的に行う。
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。 ○山並みスカイライン等においては、その自然景観を損なわないデザインとする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。 ○山並みスカイライン等においては、その自然景観を損なわない色彩とする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

重点地区 1：中央玄関口地区



【重点地区 1：中央玄関口地区】

地区の概要	用途地域としては商業地域、近隣商業地域がある。
誘導の視点	世界遺産の背景となる景観の保全に留意するとともに、ＪＲ宇治駅周辺では歴史性・文化性に配慮したふるさと宇治の顔づくりを進める。

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建築物	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。	
	配 置	○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○道路側に有効な広場、公開空地を必要に応じて確保する。	
	● 意 匠 全 般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわない形状、色彩およびデザインとする。 ○世界遺産の背景地および宇治市の中央玄関口として、世界遺産や周辺のまちなみに調和した色彩およびデザインとする。	
	意匠・形態	● 屋 根	○美しいまちなみの創造に寄与する屋根形状とする。
		● 壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
	● 色 彩	屋 根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度 5 以下 彩度 6 以下 2.5YR～10YR 明度 4.5 以下 彩度 10 以下 1Y～10Y 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 2.5GY～7.5PB 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 1Y～7.5Y 明度 7 以上 彩度 6 以下 2.5GY～10RP 明度 7 以上 彩度 2 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
	緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）		○世界遺産を有し、豊かな自然景観をもつ宇治らしい景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。
工作物	意 匠 全 般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

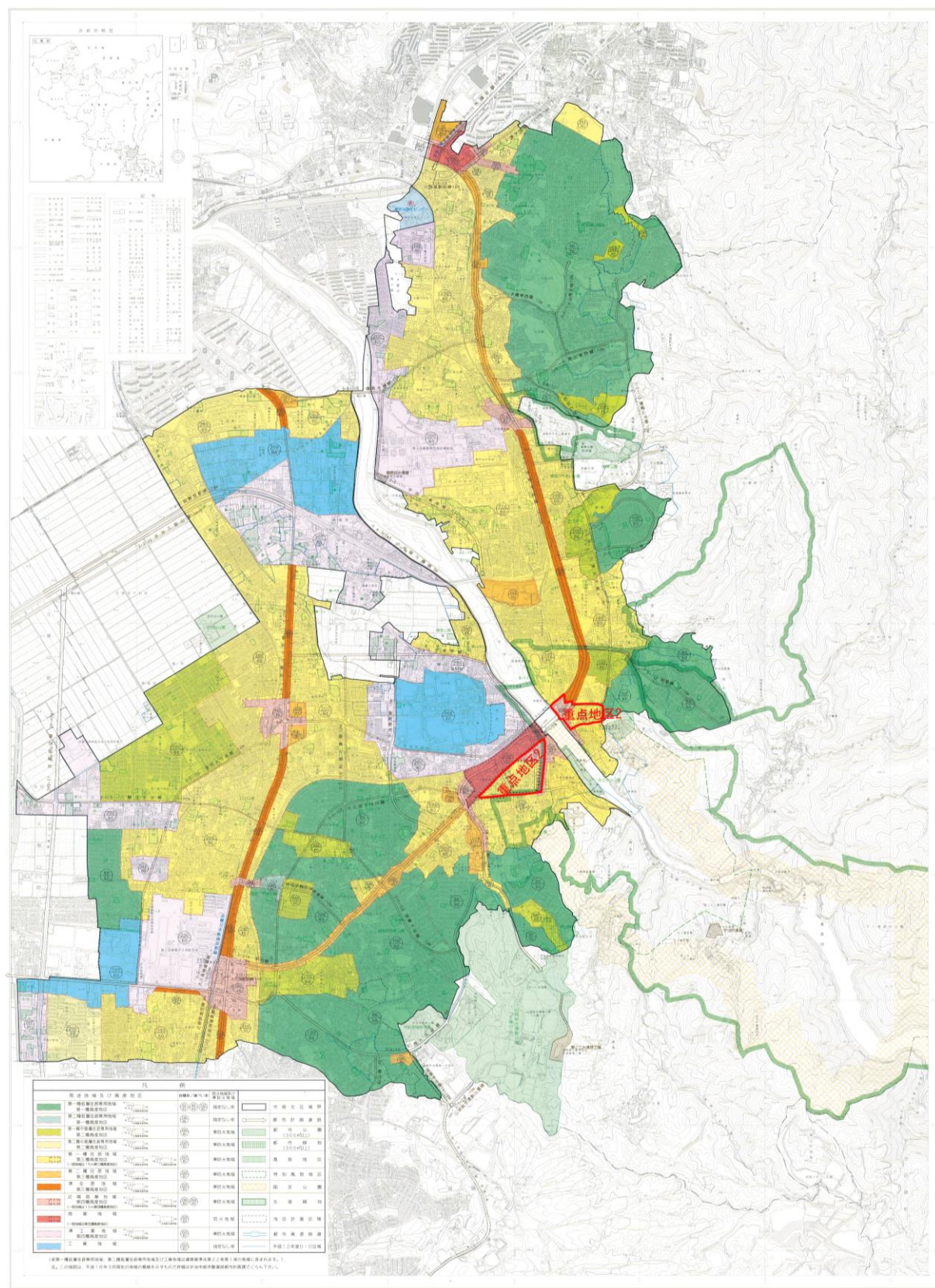
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守）
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

※高さ 10m以下かつ建築面積 300 ㎡以下かつ最長部の長さ 30m以下のものについては●のみを適用します。

重点地区 2：世界遺産周辺地区



【重点地区 2：世界遺産周辺地区】

地区の概要	平等院（世界遺産）、宇治上神社（世界遺産）周辺にあたり、大半が風致地区（高さ制限 15m）となっている。
誘導の視点	世界遺産および歴史的遺産の景観と環境を守り、育てる。

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。	
	● 意 匠 全 般		
	意匠・形態	● 屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
		● 壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は、設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
	● 色 彩	屋 根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度 5 以下 彩度 6 以下 2.5YR～10YR 明度 4.5 以下 彩度 10 以下 1Y～10Y 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 2.5GY～7.5PB 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
外 壁		○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 1Y～7.5Y 明度 7 以上 彩度 6 以下 2.5GY～10RP 明度 7 以上 彩度 2 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。	
緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存する時は、保全を行う。	
工 作 物	意 匠 全 般		
	色 彩		
	植 栽		
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

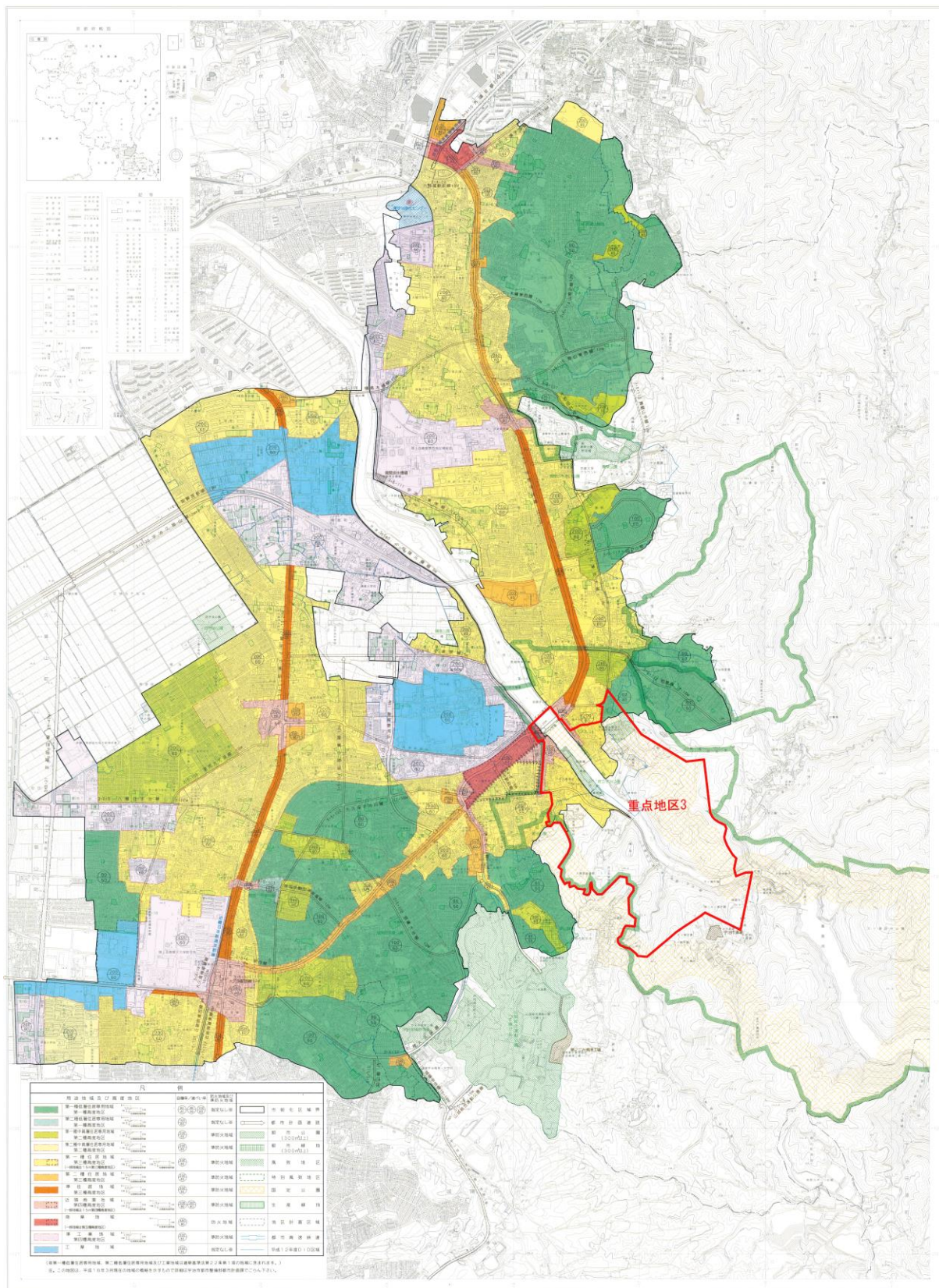
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守）
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

※高さ 10m 以下かつ建築面積 300 m² 以下かつ最長部の長さ 30m 以下のものについては●のみを適用します。

重点地区3：世界遺産保全および特別風致地区



【重点地区 3：世界遺産保全および特別風致地区】

地区の概要	世界遺産の平等院と宇治上神社を囲む宇治市のシンボル景観ゾーンにあり特別風致地区（高さ制限 10m）と風致地区（高さ制限 15m）で構成されている。
誘導の視点	世界遺産の景観を守り、継承する。

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。	
	● 意 匠 全 般	○世界遺産および歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。	
	意 匠 ・ 形 態	● 屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
		● 壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は、設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○世界遺産や道路等から見えないようにする。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○無機質な素材（コンクリート、ブロック等）の使用は、避ける。	
	● 色 彩	屋 根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
外 壁		○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY～10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。	
緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存するときは、その保全を行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産周辺の景観を守るため、世界遺産から見えないよう努めるとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。	
	色 彩	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守）
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

※高さ 10m 以下かつ建築面積 300 m² 以下かつ最長部の長さ 30m 以下のものについては●のみを適用します。

【重点地区 4：白川集落地区】

地区の概要	寺跡による棚田状の田畑や段丘状の茶畑と周辺集落、それを取り囲む里山が一体となった景観を形成している。
誘導の視点	里山と調和した集落景観を保全する。

景観形成誘導指針

項 目			誘 導 基 準	
建 築 物	配 置		○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般		○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建築物と調和させることとする。	
	意匠・形態	屋 根		○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備		○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備		○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段		○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下		○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具		○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設		○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
	色 彩	屋 根		○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10YR 明度 4 以下 彩度 4 以下 1Y～7.5PB 明度 3 以下 彩度 2 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁		○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10YR 明度 5 以上 彩度 5 以下 1Y～7.5Y 明度 7 以上 彩度 4 以下 2.5GY～10GY 明度 7 以上 彩度 2 以下 2.5BG～7.5PB 明度 7 以上 彩度 1 以下 無彩色 N3.0～N7.5 を基調とする。 但し、漆喰(白色のものに限る)、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準については適用しない。
緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）			○茶畑等周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
工 作 物	意 匠 全 般		○周辺の里山景観と調和した色彩およびデザインとするとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないように工夫する。	
	色 彩		○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	土地の区画および形質の変更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木 竹 の 伐 採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

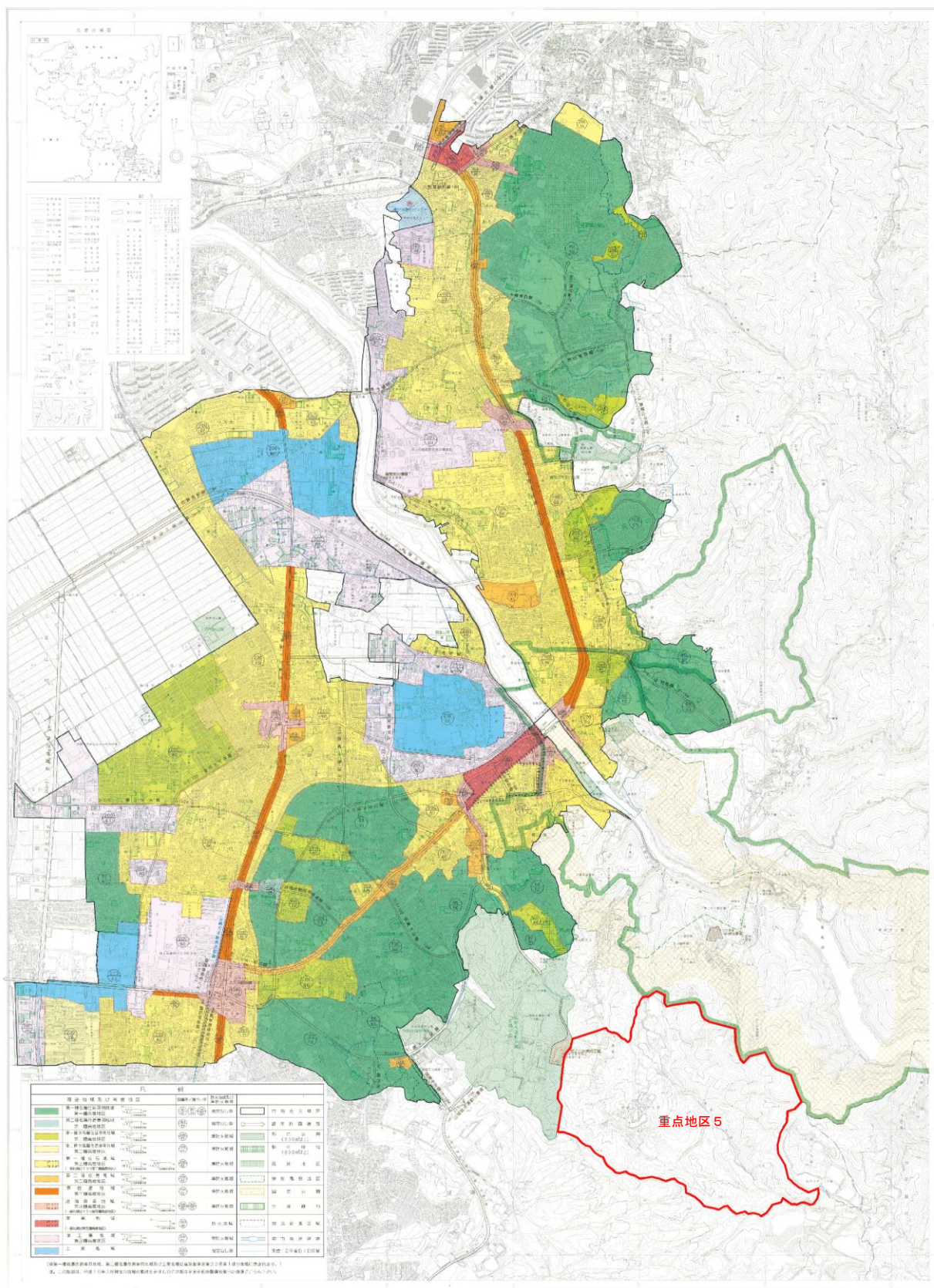
※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いて、伝統的な技法によるものとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

重点地区 5：白川集落周边地区



【重点地区 5：白川集落周辺地区】

地区の概要	覆下栽培などの茶畑を有し、沿道には製茶工場等が立地している。
誘導の視点	茶畑を含む里山と調和した景観の形成に努める。

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。	
	意 匠 全 般	○周辺の里山景観と調和した色彩およびデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建築物と調和させることとする。	
	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		生 産 施 設 等	○道路から見える景観や遠くから見える景観に配慮するとともに、里山景観に配慮したデザインとなるように努める。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
	色 彩	屋 根	○いぶし和瓦のような色彩を推奨する。 ○屋根の色彩は 2.5R～7.5PB 明度 4 以下 彩度 4 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10YR 明度 7 以上 彩度 4 以下 1Y～7.5Y 明度 8 以上 彩度 2 以下 2.5GY～7.5PB 明度 8 以上 彩度 2 以下 無彩色 N3.0～N7.5 を基調とする。 但し、漆喰(白色のものに限る)、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準については適用しない。
緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）		○茶畑等周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地境界部の植樹・植栽を積極的に行う。	
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺の里山景観と調和した色彩およびデザインとするとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないように工夫する。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 無彩色 N3.0～7.5 を基調とする。 ○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。また、著しく破損した場合は、修理等を行うこと。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

【重点地区 6：萬福寺周辺地区】

地区の概要	歴史的遺産である萬福寺の周辺は、旧街道沿いの趣あるまちなみの雰囲気が現在も継承されている。また萬福寺周辺や黄檗公園を中心に良好な自然環境が保持されており、緑豊かな景観を形成している。
誘導の視点	歴史的遺産を有する地区であり、今後も旧街道に沿った地域の趣あるまちなみと風情を感じさせる雰囲気を継承し、豊かな自然景観と調和した景観の形成を進める。また萬福寺の背景となる区域については、眺望等を配慮する。

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	歴 史 的 遺 産 の 背 景 要 素	○宇治市の特徴的景観を代表する歴史的遺産の背景を守るため、萬福寺境内の定められた視点場から東側方向を眺望した場合に、その眺望景観に入らないよう努める。	
	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車スペース等は道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため生垣もしくは塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建物と調和させる。	
	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。やむを得ず外壁に露出する場合は、壁面の色彩と調和させる。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	色 彩	付 帯 施 設	○立体駐車場等、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置する。やむを得ず道路等から見える位置に配置する場合は、生垣もしくは塀等の設置によりできるだけ見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
		屋 根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10YR 明度 4 以下 彩度 4 以下 1Y～7.5PB 明度 4 以下 彩度 2 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
			外 壁
	緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）		○豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
工 作 物	意 匠 全 般	○歴史的遺産周辺の景観を守るため、歴史的遺産から見えないように努めるとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い目立たないように工夫する。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。 ○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植 栽	○豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

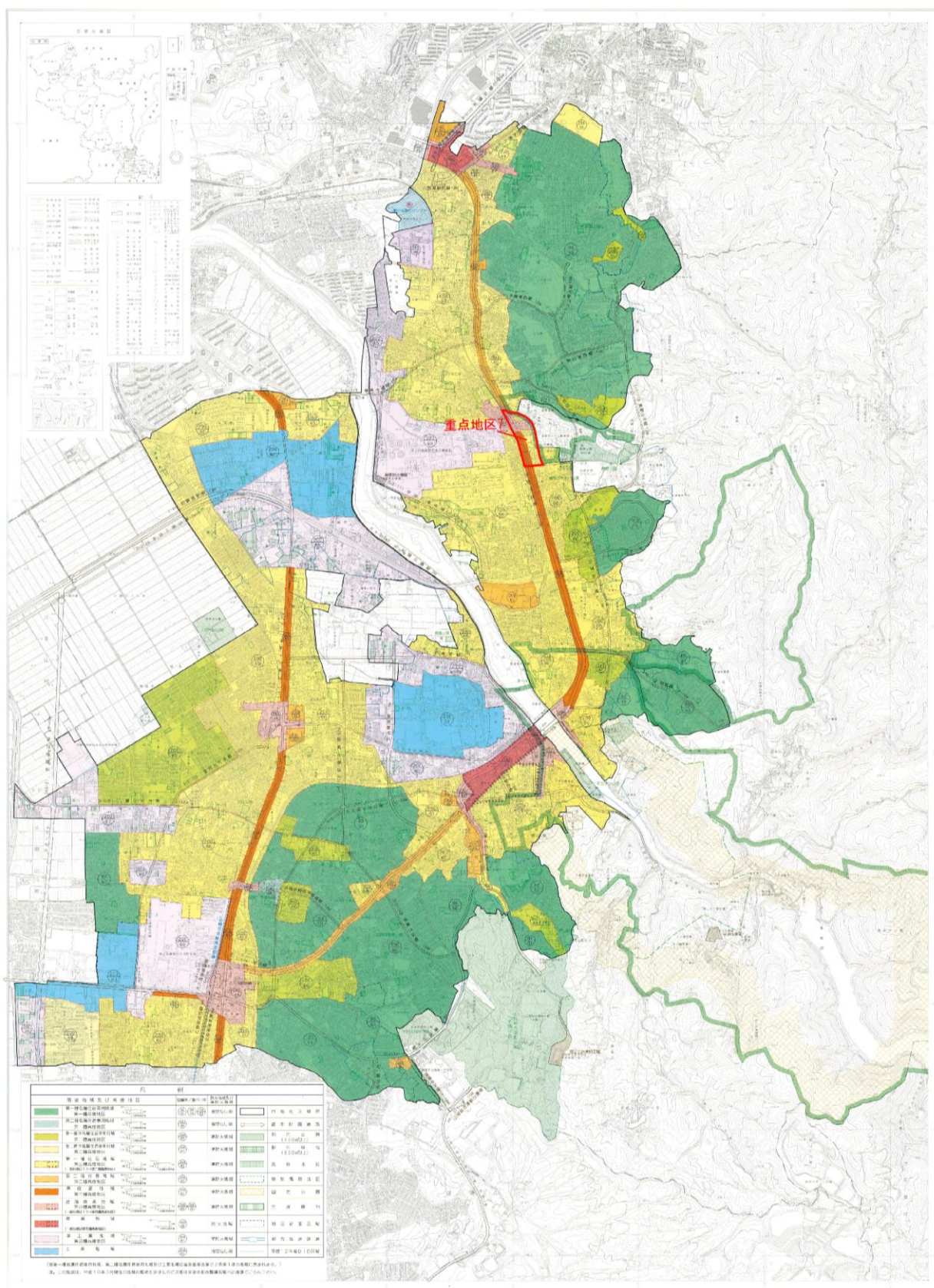
※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守）
- 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。
- 3) 擁壁を設置する場合は、周辺景観への影響を考慮した仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

重点地区7：黄桷駅周辺地区



【重点地区 7：黄檗駅周辺地区】

地区の概要	歴史的遺産を有する地区に隣接し、幹線道路である府道京都宇治線を含む区域で、様々な用途・形態の建築物が混在し、様々な景観を形成している。
誘導の視点	歴史的遺産を有する地区の隣接地として、歴史的なまちなみの雰囲気配慮し、地域にふさわしい、一定の調和が得られるような良好な景観の形成を進める。

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建築物	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車スペース等は道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、生垣もしくは塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○歴史的遺産を有する地区の隣接地にあるため、当該地区の景観を損なわない形状、色彩およびデザインとする。	
	意匠・形態	屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。やむを得ず外壁に露出する場合は、壁面の色彩と調和させる。
		屋 上 設 備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○立体駐車場等、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽もしくは塀等の設置に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
	色 彩	屋 根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10YR 明度 4 以下 彩度 6 以下 1Y～7.5PB 明度 4 以下 彩度 4 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10YR 明度 5 以上 彩度 6 以下 1Y～7.5Y 明度 7 以上 彩度 6 以下 2.5GY～10RP 明度 7 以上 彩度 2 以下 無彩色 N3.0～N9.0 を基調とする。 但し、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準は適用しない。
緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）		○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
工作物	意 匠 全 般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

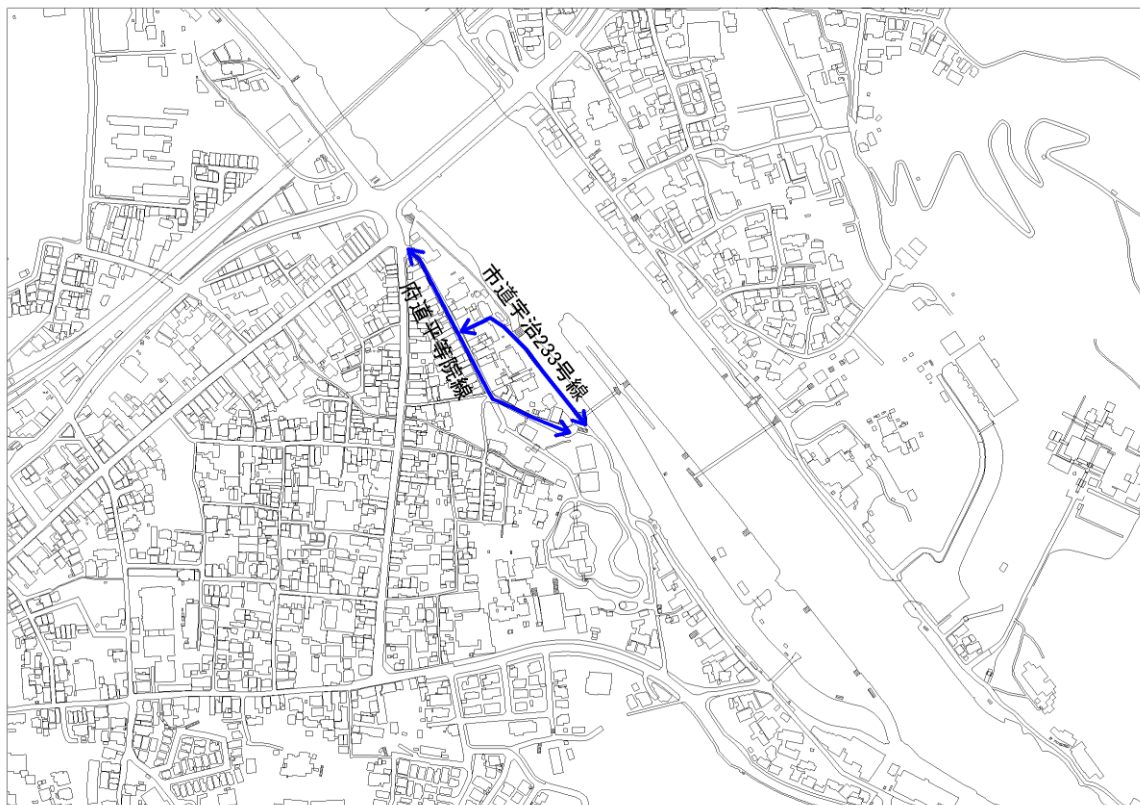
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守）
- 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。
- 3) 擁壁を設置する場合は、周辺景観への影響を考慮した仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

イ：平等院表参道地区

平等院表参道地区区域図



凡例

↔ 景観形成道路

【平等院表参道地区】

地区の概要	主に公共交通を利用する際の平等院への主要な動線であり、特別風致地区、国定公園内に位置している。現状でも多くの建築物が町家風、あるいは蔵造り風の意匠であり、無電柱化し、景観的な配慮を行っている。
誘導の視点	今日までの取り組みを継続するとともに、府道平等院線を景観形成道路とした場合の沿道景観について、歴史的な雰囲気を残す。
景観形成道路	府道平等院線 市道宇治233号線

景観形成誘導指針

項 目			誘 導 基 準	
建 築 物	配 置		○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。	
	意 匠 全 般		○町家風、蔵造り風の色彩およびデザインとする。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。	
	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。	
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。	
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。	
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
		ベランダ・バルコニー、 開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。	
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 2.5G～10B 明度 5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0～N7.0 を基調とする。	
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度 3 以上 彩度 4 以下 2.5Y～7.5Y 明度 3 以上 彩度 4 以下 (但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする) 無彩色 N1.0～N9.5 を基調とする。	
	緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
	照 明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意 匠 全 般		○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)		
		植 栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
		土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

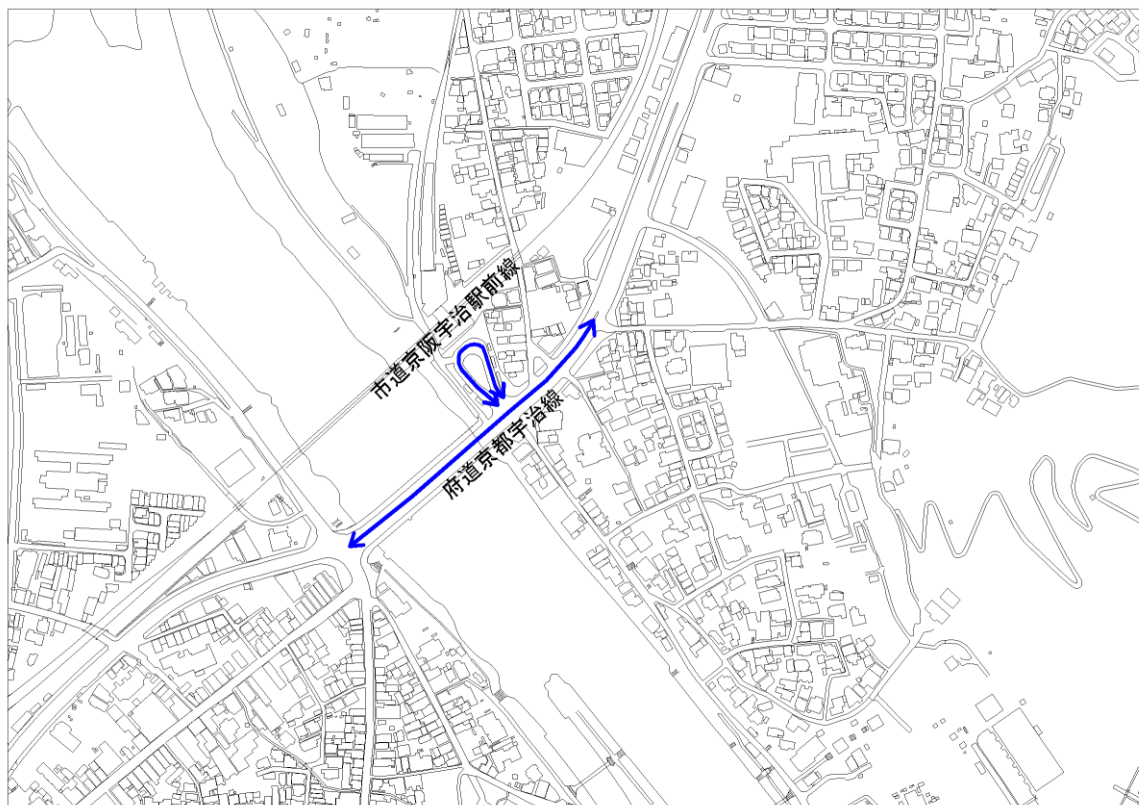
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

口：宇治橋東詰地区

宇治橋東詰地区区域図



凡例

↔ 景観形成道路

【宇治橋東詰地区】

地区の概要	宇治橋の東橋詰に位置し、世界遺産への観光動線の起終点となっている近隣商業地域、および風致地区である。歴史的な地区に隣接して近代的な駅舎、駅前広場等、比較的新しい建築物が立地する地区である。
誘導の視点	世界遺産を中心に歴史的な遺産の集積する地区につながる交通結節点として、歴史を感じさせる雰囲気を持つ空間とする。
景観形成道路	府道京都宇治線 市道京阪宇治駅前線

景観形成誘導指針

項 目			誘 導 基 準	
建 築 物	配 置		○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。	
	意 匠 全 般		○周辺のまちなみと調和した“和”をイメージした色彩およびデザインとする。	
	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。	
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。	
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。	
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。	
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度 5 以下 彩度 6 以下 2.5YR～10YR 明度 4.5 以下 彩度 10 以下 1Y～10Y 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 2.5GY～7.5PB 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。	
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR 明度 7 以上 彩度 10 以下 1Y～7.5Y 明度 7 以上 彩度 6.5 以下 無彩色 N9.0～N10.0 を基調とする。	
	緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
照 明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。		
工 作 物	意 匠 全 般		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)		
		植 栽		○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
		土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

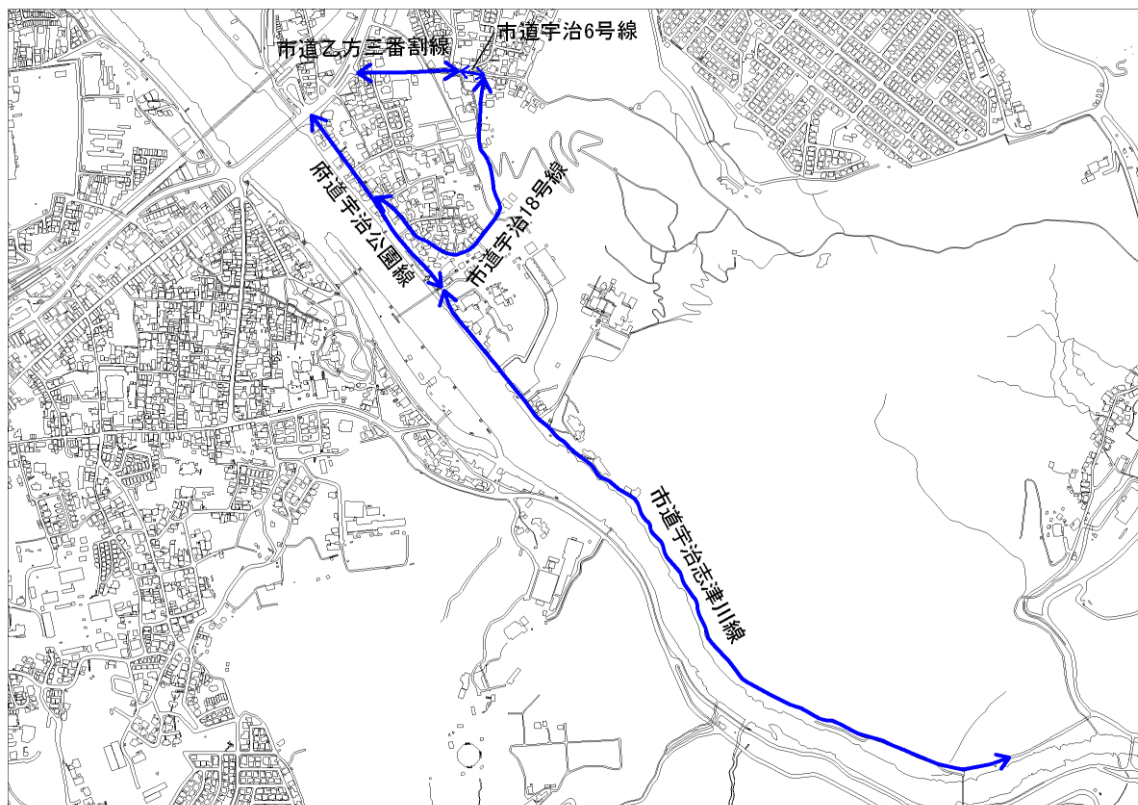
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

ハ：あさぎり通り、さわらびの道周辺地区

あさぎり通り、さわらびの道周辺地区区域図



凡例

↔ 景観形成道路

【あさぎり通り、さわらびの道周辺地区】

地区の概要	宇治川、山間地の裾野部分、宇治の名木百選に選ばれた樹木等の自然的な景観要素に囲まれた商業集積地であり、宇治上神社、平等院等の観光動線上に位置している。当該地区は国定公園内であり、かつ、特別風致地区（一部風致地区）内である。
誘導の視点	世界遺産に近接する歴史ある地区であり、自然との共生を維持し、水、緑および建築物が調和のとれた地区として維持・保全する。
景観形成道路	府道宇治公園線 市道宇治志津川線 市道宇治 1 8 号線 市道宇治 6 号線 市道乙方三番割線

景観形成誘導指針

項 目			誘 導 基 準		
建 築 物	配 置		○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。 ○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。		
	意 匠 全 般		○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。		
	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。		
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。		
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。		
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。		
		ペランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。		
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。		
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。			
		色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 無彩色 N1.0～N7.0（いぶし和瓦色） を基調とする。	
	外 壁		○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度 2.3 以上 彩度 4 以下 （但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする） 無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。		
	緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。		
照 明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。			
工 作 物	意 匠 全 般		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。		
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）			
		○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。			
		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。			
土 地 の 区 画 お よ び 形 質 の 変 更			○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		
木 竹 の 伐 採			○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

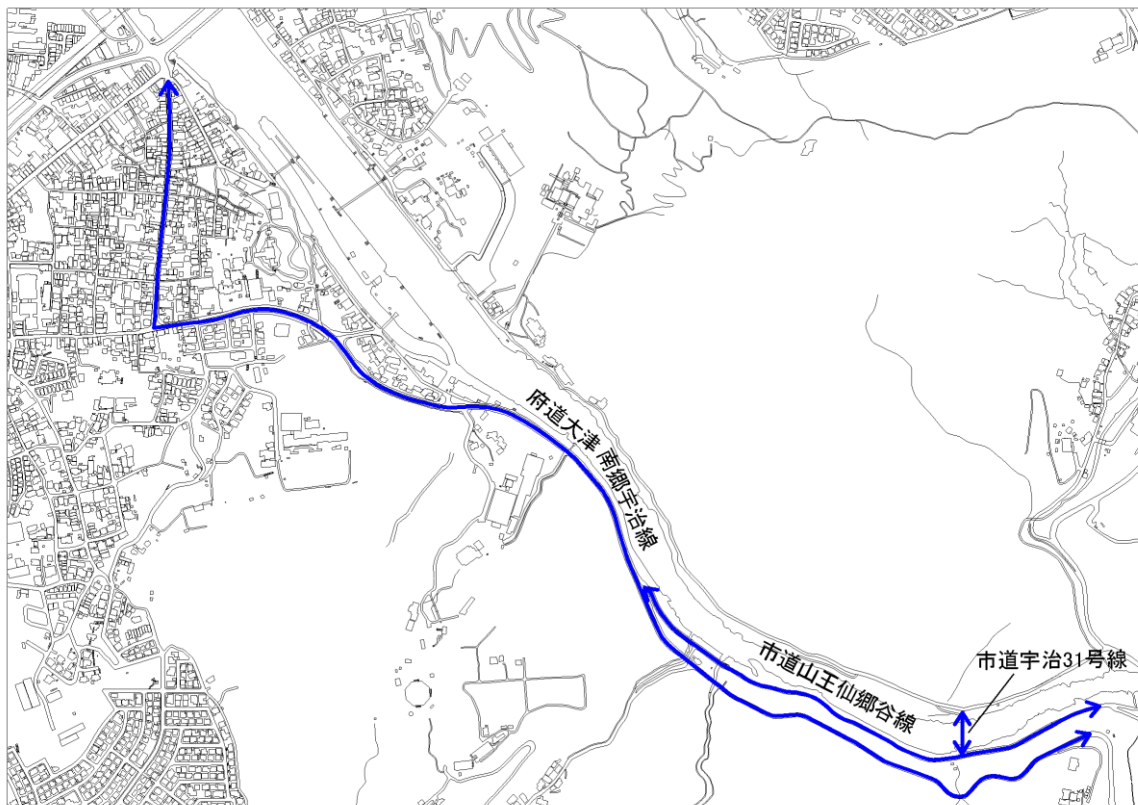
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

二：大津南郷宇治線地区

大津南郷宇治線地区区域図



凡例

↔ 景観形成道路

【大津南郷宇治線地区】

地区の概要	沿道に県神社が位置する等、歴史的な遺産もあり、平等院を中心とする回遊路の一部ともなっている近隣商業地域を含む地区であり、特別風致地区、風致地区に含まれる。
誘導の視点	世界遺産に近接する歴史のある地区であり、現状を踏まえながら、景観的な統一感を持たせ、かつ、歴史的な建築物等を活かす。
景観形成道路	府道大津南郷宇治線 市道山王仙郷谷線 市道宇治 31 号線

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	世界遺産の背景要素		
	配 置		
	意 匠 全 般		
	意匠・形態	屋 根	
		壁 面 設 備	
		屋 上 設 備	
		屋 外 階 段	
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	
		建 具	
	付 帯 施 設		
		色 彩	
	屋 根		
外 壁			
緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）			
照 明			
工 作 物	意 匠 全 般		
	色 彩		
		植 栽	
			土地の区画および形質の変更
木 竹 の 伐 採			

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

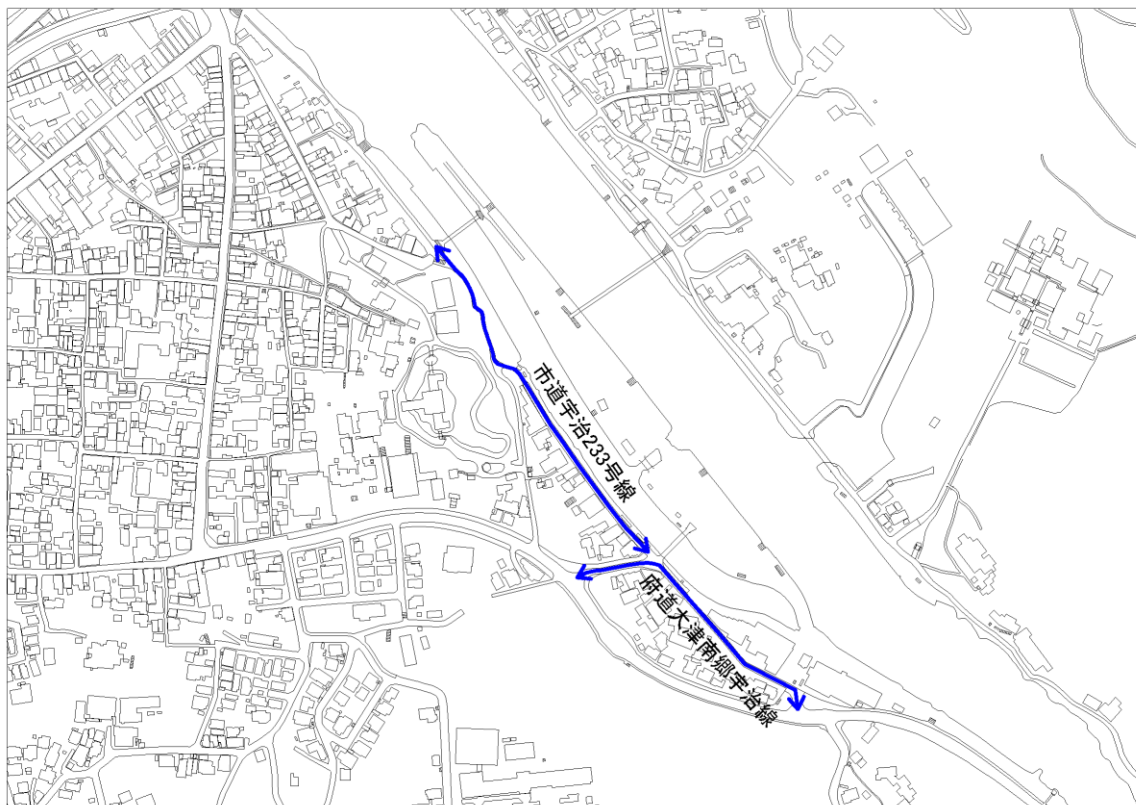
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

木：平等院周辺地区

平等院周辺地区区域図



凡例

↔ 景觀形成道路

【平等院周辺地区】

地区の概要	宇治川の左岸、平等院に隣接する商業地であり、土産物屋、飲食店が集積している。国定公園内であり、かつ、特別風致地区内であり、平等院、塔島、宇治上神社等を回遊する観光動線上に位置する。
誘導の視点	現在の平等院等からの景観的な一体性を維持し、将来的にもこの景観を保全する。
景観形成道路	市道宇治 2 3 3 号線 府道大津南郷宇治線

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	配 置	○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等、周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般		
	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 無彩色 N1.0～N7.0（いぶし和瓦色） を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度 2.3 以上 彩度 4 以下 （但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする） 無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。
	緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）		
	照 明		
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）	
	植 栽		
	土 地 の 区 画 お よ び 形 質 の 変 更		
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

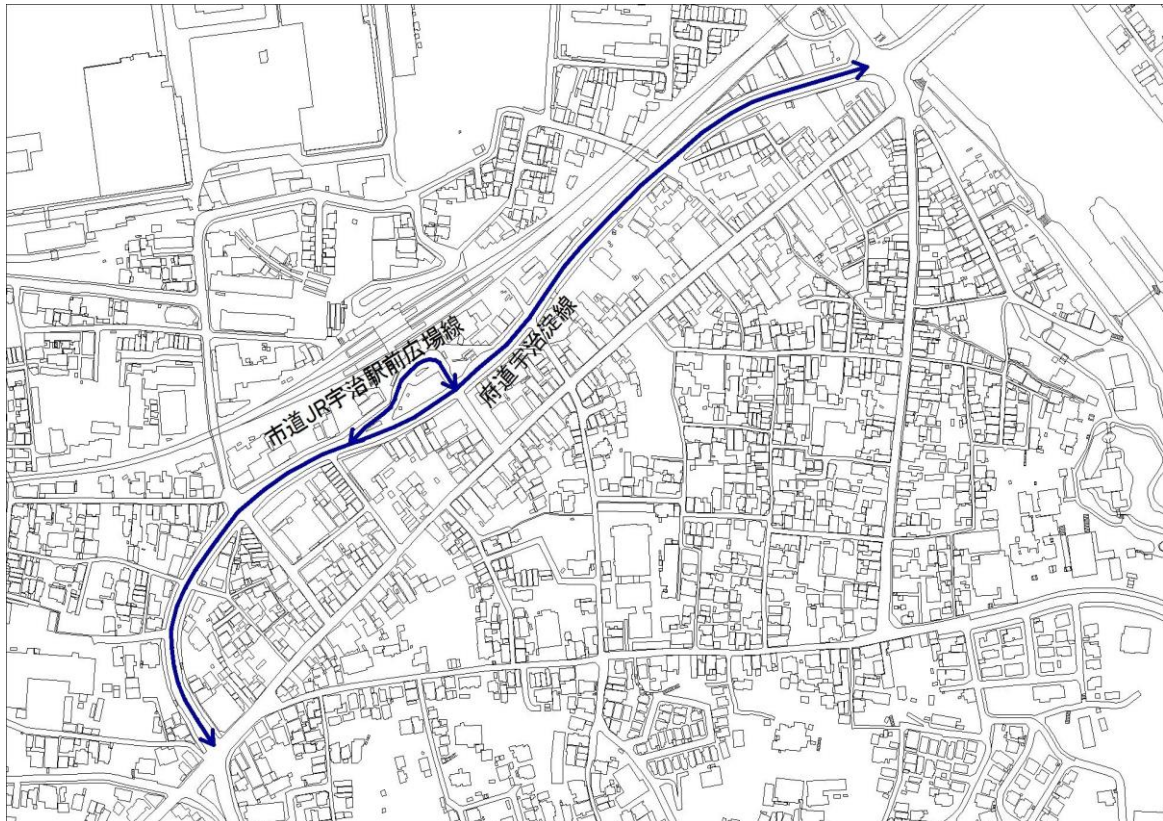
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

へ：宇治橋若森線地区

宇治橋若森線地区区域図



凡例

↔ 景観形成道路

【宇治橋若森線地区】

地区の概要	旧市道宇治橋若森線の沿道のうちＪＲ宇治駅周辺であり、高層住宅、ホテル、業務ビル等が立地している。用途地域としては商業地域、近隣商業地域がある。
誘導の視点	世界遺産の背景となる景観の保全に留意するとともに、ＪＲ宇治駅周辺では平等院、宇治上神社への主要な動線として、歴史性・文化性に配慮したふさと宇治の顔づくりを進める。
景観形成道路	府道宇治淀線 市道ＪＲ宇治駅前広場線

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準	
建 築 物	世界遺産の背景要素		○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。
	意 匠 全 般		○単純な色彩およびデザインの壁面としない。
	意匠・形態	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は壁面を立ち上げるか、又は建築物と同色のルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色と調和させる。
		付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度 5 以下 彩度 6 以下 2.5YR～10YR 明度 4.5 以下 彩度 10 以下 1Y～10Y 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 2.5GY～7.5PB 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR 明度 7 以上 彩度 10 以下 1Y～7.5Y 明度 7 以上 彩度 6.5 以下 2.5G～2.5BG 明度 3.5～7.0 彩度 2～10 5B～7.5PB 明度 6.5 彩度 6 無彩色 N5.0～N9.0 を基調とする。
緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）		○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
照 明		○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
工 作 物	意 匠 全 般		○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

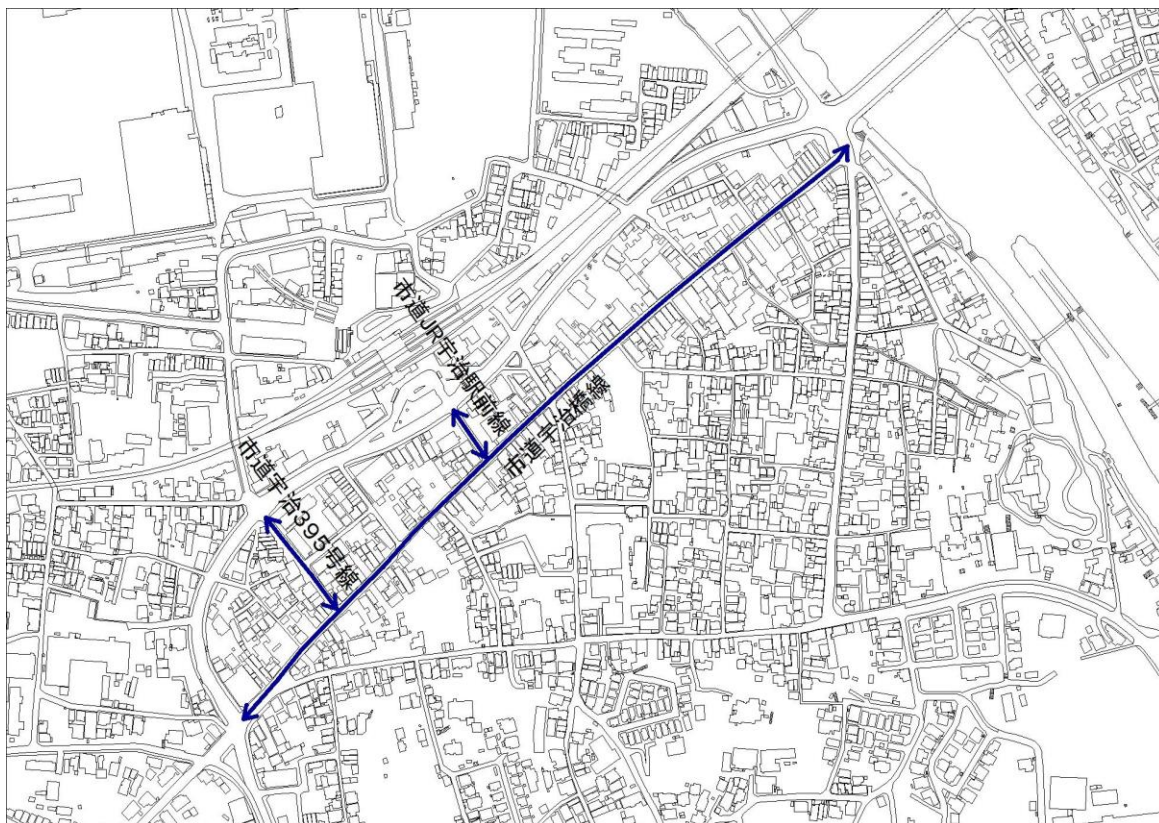
○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

ト：宇治橋通り地区

宇治橋通り地区区域図



凡例

↔ 景観形成道路

【宇治橋通り地区】

地区の概要	J R宇治駅から平等院へ向かう観光客の主要な動線上に位置するが、食料品を中心とする日用品を販売する店舗等と歴史的な建築物（茶葉販売店）が混在している。
誘導の視点	世界遺産に近接する歴史のある地区であり、現状を踏まえながら、景観的な統一感を持たせ、かつ、歴史的な建築物等を活かす。
景観形成道路	市道宇治橋線 市道J R宇治駅前線 市道宇治395号線

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準
建 築 物	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。
	意 匠 全 般	○単純な色彩およびデザインの壁面としない。 ○1、2階を意匠的（軒や色彩）に区分するデザインとする。
	意匠・形態	屋 根 ○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備 ○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備 ○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は壁面を立ち上げるか、又は建築物と同色のルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具 ○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設 ○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
	色 彩	屋 根 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 無彩色 N9.0～N10.0 を基調とする。
	緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）
	植 栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

チ：本町通り地区

本町通り地区区域図



凡例

↔ 景観形成道路

【本町通り地区】

地区の概要	平等院鳳凰堂の背景地にあたり、第一種住居地域であり、かつ一部風致地区内にあるため、良好な住宅街の広がる地域である。
誘導の視点	世界遺産に近接する歴史のある地区であり、現状を踏まえながら、景観的な統一感を持たせ、かつ、歴史的な建築物等を活かす。
景観形成道路	市道県神社御旅線

景観形成誘導指針

項 目		誘 導 基 準
建 築 物	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。
	意匠・形態	屋 根 ○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁 面 設 備 ○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋 上 設 備 ○屋上に設備は設けない。
		屋 外 階 段 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具 ○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付 帯 施 設 ○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
	色 彩	屋 根 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度 5 以下 彩度 6 以下 2.5YR～10YR 明度 4.5 以下 彩度 10 以下 1Y～10Y 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 2.5GY～7.5PB 明度 4.5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外 壁 ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度 5 以上 彩度 6.5 以下 2.5YR～10YR 明度 7 以上 彩度 10 以下 1Y～7.5Y 明度 7 以上 彩度 6.5 以下 無彩色 N9.0～N10.0 を基調とする。
	緑 化 （ 植 樹 ・ 植 栽 ）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
工 作 物	意 匠 全 般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)
	植 栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木 竹 の 伐 採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

※垣、さく、塀又は擁壁を設ける際は、以下の点に留意すること。

○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。

- 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。
- 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。

なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。

4－2 その他の法令・条例に基づく行為の制限

4-2-1 風致地区・特別風致地区における行為の制限

都市計画法および宇治市風致地区条例に基づき、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の制限があります。

4-2-2 近郊緑地保全区域における行為の制限

近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の制限があります。

第5章

景観重要建造物・景観重要樹木の指定

第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

5-1 景観重要建造物の指定の基本的な考え方

文化財保護法に基づく登録有形文化財、京都府指定文化財、宇治市指定文化財である建造物については、文化財としての価値のみならず、その外観は良好な景観の形成にも重要なものです。また、これらの文化財に指定又は登録された建造物以外についても、積極的に景観重要建造物への指定を行います。

景観重要建造物の指定は、良好な景観の形成に重要と認められる形態意匠の有無及びその改造度合並びに建造物の維持保全の状態を確認し、建造物の所有者の意見を聴くほか、意匠、建築史その他景観又は建造物に関連する分野の専門家及び宇治市まちづくり審議会の意見を聴いて行います。

□ 景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観上重要な建造物として指定します。

- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れたものであり、地域を象徴する建造物であるもの

5-2 景観重要樹木の指定の基本的な考え方

宇治市名木百選に選定されている木々については、積極的に景観重要樹木への指定を行います。

景観重要樹木の指定は、樹木の所有者の意見を聴くほか、景観又は樹木に関連する分野の専門家及び宇治市まちづくり審議会の意見を聴いて行います。

□ 景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観上重要な樹木として指定します。

- 樹姿(樹高や樹形)が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの

第6章

屋外広告物に関する行為の制限

第6章 屋外広告物に関する行為の制限

6-1 表示・掲出に関する基本的な事項

良好な景観の形成を図るため、建築物等の意匠・形態に関する行為の制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関し、景観計画区域のそれぞれの地区の特色に合わせた意匠・形態、色彩、照明などに係る行為の制限を以下に定めます。

また必要に応じて景観アドバイザーの意見を聞き、助言・指導を行います。

6-2 景観計画による行為の制限

6-2-1 景観計画区域における行為の制限

景観計画区域内の地区ごとに、屋外広告物の意匠、形態、色彩に係る行為の制限について定めます。

A：世界遺産背景地地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	—
	高さ・幅等	○高さは地上から 15m以下(木造は地上から 10m以下)とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なもの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m以下とする。 ○広告物の上端が大棟の高さをこえないこと。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。

立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。
へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m 以下とする。 ○綱の長さは 45m 以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m 以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m 以下とする。 ○長さは 11m 以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m 以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物にあつては、支柱は見えないようにする。	
色 彩	○背後の自然景観や周辺と調和のとれた色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする。	

B：歴史的遺産周辺地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	—
	高さ・幅等	○高さは地上から 15m以下(木造は地上から 10m以下)とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なもの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m以下とする。 ○広告物の上端が大棟の高さをこえないこと。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。 ○横は 1m以下とする。 ○高さが 30cmの脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。

建植広告物	面 積	○30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。
へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物にあつては、支柱は見えないようにする。	
色 彩	○世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする。	

C：宇治橋下流地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	—
	高さ・幅等	○高さは地上から 15m以下(木造は地上から 10m以下)とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m以下とする。 ○広告物の上端が大棟の高さをこえないこと。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。 ○横は 1m以下とする。 ○高さが 30cmの脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。

建植広告物	面 積	○30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。
へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物にあつては、支柱は見えないようにする。	
色 彩	○世界遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする。	

D：市南北玄関口地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	—
	高さ・幅等	○高さは地上から 15m以下(木造は地上から 10m以下)とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なもの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m以下とする。 ○広告物の上端が大棟の高さをこえないこと。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。 ○横は 1m以下とする。 ○高さが 30cmの脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。

建植広告物	面 積	○30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。
へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物にあつては、支柱は見えないようにする。	
色 彩	○周辺と調和のとれた色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする。	

E：主要幹線道路沿道地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下で、5m以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	—
	高さ・幅等	○高さは地上から 15m以下(木造は地上から 10m以下)とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m以下とする。 ○広告物の上端が大棟の高さをこえないこと。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。 ○横は 1m以下とする。 ○高さが 30cmの脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。

建植広告物	面 積	○30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。
へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○宇治にふさわしい、過度に目立たない意匠及び形態とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物にあつては、支柱は見えないようにする。	
色 彩	○宇治にふさわしい色彩とし、沿道景観として調和がとれるよう派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする。	

F：工業地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	—
	高さ・幅等	○高さは地上から 15m以下(木造は地上から 10m以下)とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m以下とする。 ○広告物の上端が大棟の高さをこえないこと。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。 ○横は 1m以下とする。 ○高さが 30cmの脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。

建植広告物	面 積	○30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。
へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○宇治にふさわしい、過度に目立たない意匠及び形態とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物にあつては、支柱は見えないようにする。	
色 彩	○宇治にふさわしい色彩とし、沿道景観として調和がとれるよう派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする。	

G：市街地・田園・山麓・山間地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	—
	高さ・幅等	○高さは地上から 15m 以下(木造は地上から 10m 以下)とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 15 m ² 以下かつ総面積 30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。 ○広告物の上端が大棟の高さをこえないこと。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。

建植広告物	面 積	○30 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。
へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物にあつては、支柱は見えないようにする。	
色 彩	○背後の自然景観や周辺と調和のとれた色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする。	

6-2-2 景観計画重点区域における行為の制限

宇治市のシンボル景観や特徴的ゾーン景観を代表する、世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然、宇治川の景観にとりわけ配慮した広告物の設置のための行為の制限を定めます。

重点地区 1：中央玄関口地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 2.5 m ² 以下かつ総面積 5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 6m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なもの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なもの	面 積	○1 面当たり 2.5 m ² 以下かつ総面積 5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○2.5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○面積はへい垣面の面積の 1/2 以下かつ 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m 以下とする。 ○綱の長さは 45m 以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m 以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m 以下とする。 ○長さは 11m 以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○は 1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m 以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。	
色 彩	○背後の自然景観や周辺と調和のとれた色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする。 ○LED による動画広告は禁止とする。	

重点地区 2：世界遺産周辺地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 1.5 m ² 以下かつ総面積 3 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 6m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 1.5 m ² 以下かつ総面積 3 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○1.5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。	
色 彩	○世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする。 ○LEDによる動画広告は禁止とする。	

重点地区 3：世界遺産保全及び特別風致地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 6m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m 以下とする。 ○綱の長さは 45m 以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m 以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m 以下とする。 ○長さは 11m 以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m 以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	(注) 特別風致地区は、原則として広告物が禁止されており、以下の内容は、一部の風致地区のみの対象となる。 ○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。	
色 彩	○世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする。 ○LED による動画広告は禁止とする。	

重点地区 4：白川集落地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 3m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 3m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。 ○自己用以外の広告物は原則禁止とする。	
色 彩	○里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする ○LEDによる動画広告は禁止とする。	
照 明	○サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 ○点滅したり、動く照明は禁止とする。	

重点地区 5：白川集落周辺地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 2.5 m ² 以下かつ総面積 5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 6m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○2.5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。	
色 彩	○里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする ○LEDによる動画広告は禁止とする。	
照 明	○サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 ○点滅したり、動く照明は禁止とする。	

重点地区 6：萬福寺周辺地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 3m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なもの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なもの	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○2.5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 3m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 2.5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。	
色 彩	○歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。（軽微なものは除く） 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする ○LEDによる動画広告は禁止とする。	
照 明	○サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 ○点滅したり、動く照明は禁止とする。	

重点地区 7：黄檗駅周辺地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 2.5 m ² 以下かつ総面積 5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 6m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 1.5 m ² 以下かつ総面積 3 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○1 面当たり 2.5 m ² 以下かつ総面積 5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 4m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m 以下とする。 ○綱の長さは 45m 以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m 以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m 以下とする。 ○長さは 11m 以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m 以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。	
色 彩	○背後の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。（軽微なものは除く） 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする。 ○LED による動画広告は禁止とする。	

イ：平等院表参道地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 3m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 3m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。 ○自己用以外の広告物は原則禁止とする。	
色 彩	○派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする ○LEDによる動画広告は禁止とする。	
照 明	○サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 ○点滅したり、動く照明は禁止とする。	

ロ：宇治橋東詰地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 2.5 m ² 以下かつ総面積 5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 8m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 1.5 m ² 以下かつ総面積 3 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。 ○特別風致地区内は、自己用以外の広告物は原則禁止とする。	
色 彩	○派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする ○LEDによる動画広告は禁止とする。	
照 明	○サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 ○点滅したり、動く照明は禁止とする。	

ハ：あさぎり通り、さわらびの道周辺地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 3m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 3m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。 ○特別風致地区内は、自己用以外の広告物は原則禁止とする。	
色 彩	○派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする ○LEDによる動画広告は禁止とする。	
照 明	○サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 ○点滅したり、動く照明は禁止とする。	

ニ：大津南郷宇治線地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 6m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さを 6m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。 ○表示位置の高さを 10m以下とする。 ○特別風致地区内は、自己用以外の広告物は原則禁止とする。	
色 彩	○派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする ○LEDによる動画広告は禁止とする。	
照 明	○サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 ○点滅したり、動く照明は禁止とする。	

ホ：平等院周辺地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 3m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なもの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なもの	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 3m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。 ○特別風致地区内は、自己用以外の広告物は原則禁止とする。	
色 彩	○派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする ○LEDによる動画広告は禁止とする。	
照 明	○サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 ○点滅したり、動く照明は禁止とする。	

へ：宇治橋若森線地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 8m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なもの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なもの	面 積	○1 面当たり 2.5 m ² 以下かつ総面積 5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。	
色 彩	○派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする ○LEDによる動画広告は禁止とする。	
照 明	○サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 ○点滅したり、動く照明は禁止とする。	

ト：宇治橋通り地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 1.5 m ² 以下かつ総面積 3 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 6m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 1.5 m ² 以下かつ総面積 3 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○1.5 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。	
色 彩	○派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする ○LEDによる動画広告は禁止とする。	
照 明	○サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 ○点滅したり、動く照明は禁止とする。	

チ：本町通り地区

広告塔 屋上広告塔	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは設置建築物等の高さの 1/3 以下かつ 5m 以下とする。 ○幅は広告塔の高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。
広告塔 一般広告塔	面 積	○1 面当たり 1 m ² 以下かつ総面積 2 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○高さは地上から 6m 以下とする。 ○幅は高さの 1/3 以下とする。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○道路の交差点から 20m 以上はなれた箇所に設置すること。
軒下広告物 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	面 積	○道路に面する壁面に設置する場合、壁面面積の 1/5 以下とし、それ以外の場合は壁面面積の 1/10 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と平行なものの	面 積	○設置壁面面積の 1/4 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○長さは設置壁面の同一方向の長さをこえないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
軒下広告物 突き出しで、広告面が壁面と直角なものの	面 積	○1 面当たり 1.5 m ² 以下かつ総面積 3 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○設置壁面から垂直方向に 1m 以上突き出していないこと。
	その他の要件	○道路上に突き出さないものであること。 ○同一壁面に同一内容は 1 個とする。
屋上広告物 洋風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 3m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
屋上広告物 和風屋根に設置するもの	面 積	○1 面当たり 5 m ² 以下かつ総面積 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は屋根幅の 2/3 以下かつ 10m 以下とする。
	その他の要件	○永久構造物であること。 ○屋根面に直描しないこと。
立看板	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m 以下とする。 ○横は 1m 以下とする。 ○高さが 30cm の脚を有すること。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○道路上に設置しないこと。
建植広告物	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端は地上から 6m 以下とする。
	その他の要件	○著しい変形でないこと。 ○上下二段以上の複合でないこと。

へい垣広告物	面 積	○へい垣面の面積の 1/2 以下かつ 10 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○上端の高さはへい垣の高さをこえないこと。
	その他の要件	○2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること。 ○へい垣面に直描しないこと。
アーチ広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 2m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
気球広告物	面 積	—
	高さ・幅等	○球型で直径 3m以下とする。 ○綱の長さは 45m以下とする。
	その他の要件	○ネット面に広告物を設置すること。 ○補助綱を用いること。
横断幕	面 積	—
	高さ・幅等	○縦は 1m以下とする。
	その他の要件	○設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とする。
幕広告	面 積	—
	高さ・幅等	○幅は 1.5m以下とする。 ○長さは 11m以下とする。
	その他の要件	○幕は布地を用いること。
はり紙	面 積	○1 m ² 以下とする。
	高さ・幅等	○一辺が 1m以下とする。
	その他の要件	○掲出期間は 30 日以内とする。 ○著しい変形でないこと。
意 匠	○周辺景観と調和した意匠とする。 ○建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。 ○建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。	
色 彩	○派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。 ○彩度 10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 明度 6 以上 彩度 6.5 以下 を基調とする ○LEDによる動画広告は禁止とする。	
照 明	○サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 ○点滅したり、動く照明は禁止とする。	

第7章

景観重要公共施設の整備

第7章 景観重要公共施設の整備

景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等、良好な景観の形成に重要な以下に掲げる公共施設を景観重要公共施設とし、整備に関する事項を定めます。

○景観重要公共施設

・道路

京都府道 宇治淀線、京都宇治線、平等院線、宇治公園線、大津南郷宇治線、万福寺線

宇治市道 宇治橋線、JR 宇治駅前広場線、JR 宇治駅前線、宇治 3 9 5 号線、京阪宇治駅前線、宇治志津川線、宇治 1 8 号線、宇治 6 号線、乙方三番割線、宇治 2 3 3 号線、山王仙郷谷線、宇治 3 1 号線、県神社御旅線、白川浜山本線、五ヶ庄 7 1 号線、五ヶ庄 7 8 号線

・河川

一級河川 淀川（宇治川）

普通河川 寺川

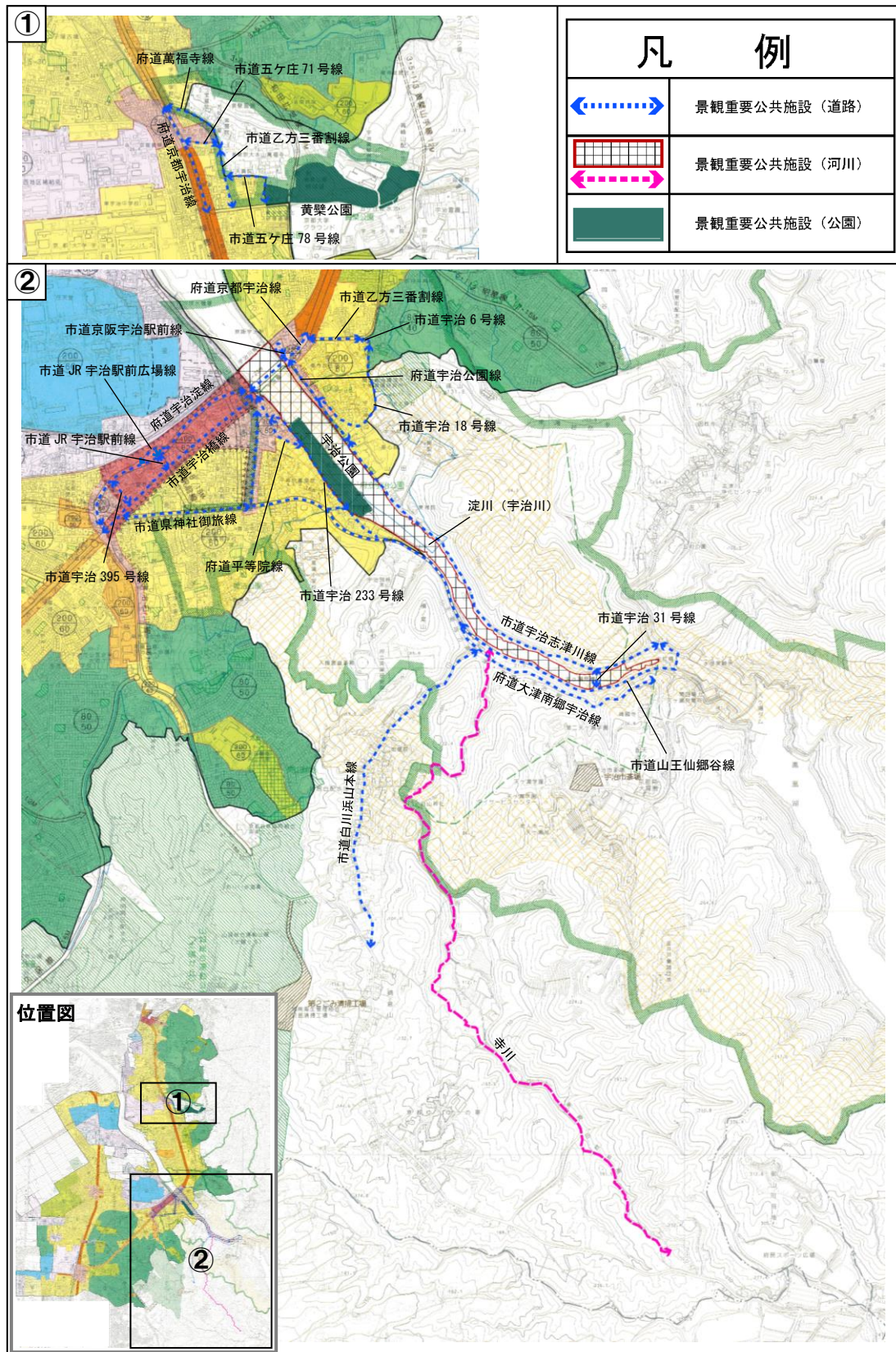
・公園

京都府立 宇治公園

宇治市立 黄檗公園

上記の景観重要公共施設の整備を行う際には本計画の方針に基づき景観に配慮するものとします。

●景観重要公共施設区域図



宇治市景観計画

	平成 20 年 4 月 1 日	告示
(変更)	平成 21 年 12 月 11 日	告示
(第2回変更)	平成 24 年 12 月 14 日	告示

連絡・問合せ先

京都府宇治市都市整備部都市計画課

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

TEL 0774-22-3141 (代)